

資金を借り或は之れを豫賣し、其禾穀の未だ熟せざるに、之れを食盡して一物の秋收をもなからしめ、融資者に損害を與へしのみならず、國家の生産力を激減せしめて、國家經濟の基礎を危殆に陥らしめたりき。

### 第八節 社倉の復活

如上の状態に鑑み、李太王四年皇紀二五二七年西曆一八六七年戶曹判書金炳國の社倉復活を建議するや、議政府及各曹は擧つて之れに賛し、同年従前の社倉法を修正して新に節目を定め、政府は之れに金穀の資本を支給して社倉を復活すること、なれり。其大要左の如し。

- 一 社倉は各面の大洞中、人戸最も多き地に倉庫を設く。
- 二 各面は各洞の大小、貧富の程度を調査して其等級を別ち、之れに従ふて還米の分配量を定め、兩班常民の別なく公平にして偏頗なく貸出す。
- 三 還米借受人若し逃亡して返還不能に陥る場合は、其洞民に平分して還米の缺損を補はしむ。
- 四 貸付穀の回收に際しては、返還者の姓名を返還米の石毎に牌書して標表す。

五 半留半分は毎年其穀を交互とし、新に收納するものを留とし、舊留穀を分とす。

六 耗穀政府より借受けたる資本金穀に對する利息は每石一斗五升とし、代錢を以て郡守に納付し、道廳は之れを集計して戶曹に送納す。

七 秋季の收納は米納とし、米價騰貴の際は粟稗大豆等の雜穀を代納することを許す。但此場合は雜穀の價を米價に換算し、其率を以て雜穀の量を定む。

同年新錢百五十萬を社倉資本に充て、慶尙道に六十萬兩、全羅道に四十八萬兩、清道に三十萬兩、黃海道に十二萬兩を貸付して、其翌年より利息を徵收し、同七年明治三年雲峴宮の貯穀二千四百三十石を鎮撫營に、八百七十六石を永宗島營に、五百石を喬相營に貸付し、更らに之れを各郡の社倉に貸付せしめて、其利息を以て諸營の海防費に供せしめ、同九年明治五年北營の管餉穀を各郡に貸付して、其利息を同營の經費に充てしめたり。

其後開國五百三年明治十七年に至りて、諸制度の大改革ありしも、獨り社倉は救荒賑貸の最良制度として存續せられ、之れに若干の修正を加へ、翌開國五百四年明治八年度支部令第三號を以て従來の還穀を社還と改稱し、左の條例を發布して之



れを實施せり。

社 還 條 例

第一條 社還は從來の還穀を各面に分置して該面の公穀となし、窮節貧民に賑貸するを主とす。

第二條 社還を置く地は道里の遠近を量り、輸納輸出を便ならしめて倉庫を新設し、各面里の公議に従ふて之れを定む。

第三條 社還に關する事件にして本條例に規定なきものは、該面里の公議に依りて處理せしむ。各面里に於て其面内に徳望素著の人五員を選擧し、其最高點者を選みて社首に任命す。

第四條 社倉に社首一員並守倉一人を公定して地方官に報告す。地方官は社首に社首印一顆を與へて憑據に便ならしむ。倉庫の簿書鎖鑰は社首及守倉之れを分掌し増減竝擅便するを得ず。

第五條 社首及守倉には公議を経て相當の支給を行ふ。

第六條 社穀は左開の方法に依り出納す。

歉荒或は不虞水患、風損、旱災、  
蟲災、疾病の類の歲に當り貧民自力を以て支保し難き場合に

は、穀を民に貸給し、或は年を排して還納し、或は歲を限りて内納す。凡て面内公議に従ひて措處し、平年は一般人民の所願に依り春糶し以て一切違ふことなからしむ。

第七條 每石に米五升宛を取剩し、社首及守倉の給料其他の雜費及鼠縮に充補せしむ。

第八條 該管郡守は官吏を別定して各面に派遣し、社還管理の方法竝出納の節制を監査し、社首をして必要の報告を調製せしむ。

第九條 社首は毎年社穀の出納を計算し、公議を経たる後翌年三月を限り各面里人民に詳細報告す。

第十條 人民中に社還處置の方法に對して適當の意見ある時は、郡守及觀察使に陳述することを得。

第十一條 社穀の交納竝支散は必ず期日を豫定し、交納の時は近より先にして遠きを後にす。

第十二條 每里に保證人一人を置き、社還穀保存の方法を保委し、萬一保内にて逃亡したる者ある時は一里にて均排充足し、社首は排首保式竝請求狀を對照



し規定の通支散し、保證に不實若は情弊ある者は支給することを得ず。

第十三條 郷居官員及士民は或は自願出力して本家の米穀を置倉給貸し、或は政府が量出米穀を積儲給貸するも妨なし。

第十四條 毎年三月上旬新陳未接の際に當りて支散し、十月下旬に還納す。授受時の斛量は民をして自ら行はしめ、濫收擅減の弊を永杜し、排定の日字は社首は保正に告示し、保正は之れを人民に告示す。

第十五條 倉内屋宇什物を守倉常に照管し、毀損及借出して他用するを禁ず。萬一損失の時は守倉之れを辨償す。壇垣蓋葺倉庫修繕等は各面里をして輪回分擔せしむ。

第十六條 諸倉糶糶實數を詳細成冊し、地方官之れを度支部に報告す。

第十七條 排保式  
本里の人戸を左に報告す。

年 月 日

社首氏名坐下  
某 里 保 正 氏 名 印

甲 戸	氏 名
氏 名	氏 名
氏 名	氏 名
乙 戸	氏 名
氏 名	氏 名
氏 名	氏 名

以下之れに倣ふ、氏名の上に職業及元住移來を詳記すべし。

第十八條 請米狀

某里居(甲或は乙)戸姓名社倉米を貸受し、秋成を待ち、乾硬の糙米を償納計料す。萬一保内に逃戸ある場合には保内人均排充足し、敢へて違誤せざることを保證す。

年 月 日

某 里 保 證 氏 名 印  
甲或は乙戸 氏 名 印

社 首 坐 下

第十九條 此條例は開國五百年十月一日より施行す。



本制度の發布と共に従來貯置したる還穀は、總て之れを社倉に繼續して村落の融通資本に供せられたり。同制度は番に農業上の生産に多大の力を添えしのみならず、面洞自治の美風を養ふて現行面制の基礎を成し、後年組織せられたる金融組合の如きも亦之れに原由せし所多く、李朝末期の秕政中に於ける唯一の良制度とせらる。

## 第六章 貨幣制度

### 第一節 李朝以前の貨幣

古來朝鮮民族の經濟的生活は、日本支那に比し遙かに幼稚にして、近古に至るも尙ほ原始的狀態を離脱するに至らず。随つて其取引の如きも亦國民需用の最も多き米布の比價を定め、之れを兩本位として媒介に供し、物々交換を距る僅かに一步の程度に在りき。

朝鮮に於て初めて貨幣の發行せられたるは、我和銅開寶の鑄造に後る、こと百八十年、高麗朝の初期成宗十三年皇紀一六五六年西曆一九九六年鐵錢を鑄造せしに在りしも、當時人民の智識未だ貨幣の性質を理解するに至らず、僅かに酒舖に於て其流通を見し外、一般取引に使用せらるゝに至らざりき。其後第七代穆宗の時皇紀一六〇年一六〇七年一〇一〇年西曆一〇一〇年連年鐵錢を鑄造せしが、是れ亦徒らに倉庫に貯蓄せられ、遂に市場の流通を見ずして止みしと云ふ。



爾來約百年を経て肅宗元年皇紀一〇九八年初めて鑄錢官を置き、銀十二兩銅二兩を定量として銀瓶銀貨を造り鑄造高不明、又海東重寶の文字を表はせる正圓方孔の銅錢一萬五千貫を鑄て之れを流通せしめしが、當時銅錢の流通不成績なりしに反して、銀瓶は一般に歓迎せられ、是れより人民稍々貨幣の利便を感知するに至れり。

然るに政府は其流通の好績に乗じて、早くも鑄造利益を收むることを謀り、定量以上の銅を銀瓶に混入して品質を粗悪にし、民間の贗造亦續出して、大に貨幣の信用を失墜し市價を低落せしめしも、一旦貨幣使用の利便を知得したる人民は、爾後百六七十年の間、惡貨の流布多きに拘らず尙ほ取引上に使用し、忠肅王の時皇紀一九七四年—一九九九年銀瓶の單位大に過ぎ實用に不適當なるを以て、新に小銀瓶を鑄造し、品質の良否に従ふて上品瓶、下品瓶の二種に分ち、上品瓶一箇を五棕布五升布と云ふ、五十疋の價と定め、下品瓶の價格を上品瓶に比して二割低下せしめ、同時に舊鑄銀瓶の流通を禁用せり。然れども尙ほ其單位大にして實際の取引に不便なりしを以て、民間は任意に銀塊を使用し、一般取引には銀塊、銀瓶、麻布の三種を併用せしが、銀塊は贗物多く人民其眞贋を鑑別する知識に乏しき結果、遂に之れを嫌忌するに至れり。

恭愍王の時皇紀二〇一二年—二〇三四年に至り、銀瓶の分割に便ならしむる爲に、補助貨として銅標を新造し、屢々令を下して酒舗を設け、之れを通じて使錢知識の普及を圖かり、民間に於ても亦碎銀を行使せしものありしも、一般取引には尙ほ米布を用ゐて未だ錢貨を使用せざりき。當時又朝鮮は元に臣事せしを以て、元は其發行の寶鈔紙幣を送り來たりて、之れを通用せしめんとせしも、一種の傳説に供せられし外、倉庫に死藏せられたりき。

次で恭讓王の時皇紀二〇四九年—二〇五一年銀瓶、銅錢共に廢絶して、通貨は五棕布に限られ、其品質頗る粗悪となりて交換の具に堪えざりしを以て、布端に檢印を押捺するの議あり、又紙幣發行の計畫ありて既に其印刷を完了せしも、朝議一變して中止し、幾ならずして國亡びたり。

高麗朝時代の鑄造貨幣中、銀瓶は今實物の傳はるものなく、其形狀詳かならず。海東重寶、三韓通寶、東國重寶等は其形狀同じく正圓方孔にして、我寬永通寶と同式なり。

## 第二節 李朝初期の紙幣及箭幣



李朝の初めに當りては高麗朝末と同じく銀瓶銅錢共に廢絶して紙幣未だ發行せられず麻布は唯一の物價代表物とせられ太祖の時朝鮮通寶實物今傳らずを鑄造せしも一般に使用するに至らざりしが太宗元年皇紀二〇六一年西曆一四〇一年の至元寶鈔に倣ふて注紙常紙の兩紙幣注紙は長さ一尺一寸幅一尺共一實物今存せずを發行して國幣とせり。是れ實に朝鮮に於ける紙幣發行の始めとす。

然るに其轉々流通に従ひ損傷甚だしく到底實用に適せざりしを以て世祖九年皇紀二二二四年西曆一四六四年箭幣形狀柳葉に似て長さ一寸八分基一寸七分基端兩面分鑄を鑄造し一箇を以て楮幣三枚三強と云ふに相當せしめ一朝有事の際は箭鏃に使用することせり。然れども幾もなくして廢止となり爾來全く硬貨の鑄造を見ざる二百餘年に及べり。其間一般農民の經濟狀態は未だ貨幣を使用するにあらざれば日常の取引を辨する能はざるの進域に達せざりしを以て依然米布を以て交換の媒介に供し古來殘存したる貨幣は唯だ一部商人の間のみ流通を限られたり。

### 第三節 常平通寶の鑄造と唐錢の輸入

既にして宣祖壬辰役に際し楮幣の信用地に墜ちて一錢の價だもなく唯だ古來殘存の銅錢と明軍散布の碎銀とを以て纔かに商取引を辨じ戰後再び鑄錢の議ありしも銅鐵は國産にあらず且つ人民も亦錢貨を歓迎せずとの理由を以て實現せられざりき。

其後仁祖十一年皇紀二二九三年西曆一六三三年に至り常平廳に命じて正圓方孔の常平通寶を鑄造せしめしが商業殷盛の開城を除きては尙ほ米布を使用して一般に流通を見ざりき。既にして同二十二年皇紀二三〇四年西曆一六四四年右議政金瑊の北京に使して親しく貨幣流通の狀を賭其利便を知るに及び歸來行錢の議を奏上し孝宗二年皇紀二二九三年西曆一六三三年を以て便否を試みせしめ唐錢十五貫を購ふて安州平壤の兩邑に分配し更らに訓練都監をして貨幣を鑄造せしめて唐錢と共に都邑に流布し同時に粗布の使用を禁じて大に錢貨の使用を獎勵したる結果漸次京外諸路に流通を見るに至れり。

當時政府の規定せし貨幣の比價は銀一兩に對して錢貨六百文とし錢貨四文を以て米一升に相當せしめ銀一兩の重量は十匁にして常平通寶一文の重量は約二匁五分即ち我寬永通寶の重量八分二厘に比して約三倍に相當し品質亦好



良なりしを以て、錢貨は一般に歓迎せられたり。

然るに常平通寶の發行後未だ五年を經過せざるに、鑄造貨の品質俄かに粗惡となり、物價暴騰して非難の聲四方に起り、孝宗七年皇紀二三一六年 西曆一六五六年一旦用錢令を撤廢して再び米布を使用せしめしも、一部商民は禁令を犯して錢貨を用ひ、且つ私鑄を行ふ者續出せしを以て、政府は遂に大勢に促がされて用錢の必要を認め、肅宗二年皇紀二三三六年 西曆一六七六年北京禮部に銅錢の供給を要請して拒絶せらるゝに及び、再び常平通寶を發行することゝなり、同四年皇紀二三三八年 西曆一六七八年其鑄造を平安全羅兩監營に命じ、翌年京城に鑄錢都監を置きて鑄錢せしめ、同十一年皇紀二三四五年 西曆一六八五年工曹に、同十七年皇紀二三五一年 西曆一六九一年開城に、同十九年皇紀二三五四年 西曆一六九三年常平廳、訓練都監、摠戎廳に各鑄錢を許し、同二十二年皇紀二三五六年 西曆一六九六年平安全羅慶尙三道の饑饉に際して、以上三道廳に鑄錢を許し、又賑恤廳をして鑄錢せしめて忠清黃海江原の三道に各一萬兩を給し、英祖十八年皇紀二四〇二年 西曆一七四二年咸鏡道の饑饉に際して同監營に鑄錢を許し、同二十六年皇紀二四一〇年 西曆一七五〇年には戶曹宣惠廳三軍門に、同三十一年皇紀二四一五年 西曆一七五五年には摠戎廳に、正宗二年皇紀二四三八年 西曆一七七八年には御營廳に鑄錢を命ぜしが、同十年皇紀二四四六年 西曆一七八六年以降は戶曹宣惠廳に於て鑄錢を專官せしものゝ如し。之れと

共に政府は各都邑に錢舖を設けて流通に努めたる結果、全国各地常平通寶の流布を見ざるはなく、爾來五年乃至十年毎に鑄錢して、其一回の鑄造高概ね四五十萬兩に達し、開國五百三年明治二十七年大院君の改革に至るまで二百年間、同通寶は唯一の通貨となれり。

但國境鴨綠江邊の七邑及咸鏡道端川郡以北と釜山倭館とに於ては、特に國法を設けて其通用を禁じ、其國外流出と惡貨の流入とを防げり。

#### 第四節 惡貨の鑄造

上述の如く常平通寶は各營各衙に於て鑄造を行ひたる結果、齊一を缺き、且つ貨幣の形式單純にして地金の貴重なりし爲に、品質次第に降下し、廣造亦續出して價格年々低落し、曾つて仁祖朝に在りては銅貨一箇の定量二匁五厘なりしを、英宗朝摠戎廳に鑄貨を命ぜし頃には、二匁に減じて品質亦降下し、正宗朝宣惠廳に於て鑄造を專管するに及び、更らに減じて一匁二分となり、品質亦一段の粗惡となり、特に純祖以降は改鑄毎に鑄造利益を收めしを以て物價の騰貴甚だしく、後年の幣制紊亂は早く此時に於て素因を作りたりき。



次で李太王の初め内外多事となり國費急に膨脹するに及び、政府は財源を鑄錢の利益に求め、品質益々低下して重量愈々減少せり。是れより先き正宗十二年西曆一七八八年大錢鑄造の議ありしも行はれず、李太王三年西曆一八二六年攝政大院君の景福宮造營費に窮するや、新に大錢當百錢を鑄造して工費に使用し、又支那小錢を輸入して常平通寶と共に流通せしめしが、當百錢は常平通寶に比して形狀稍々大に、其表面に當百の錢文を鑄出したるに拘らず、實價伴はず、而かも其通用を強制せしを以て、物價暴騰して人民大に苦しみ、財界の混亂を來たせしこと甚だしく、政府亦所期の目的を達する能はずして、同六年西曆一八六六年遂に之れを廢止したり。次で同十年西曆一八六五年更らに正圓無孔の銀標大、中、小三種を鑄造し、錢文に大東三錢、中東二錢、小東一錢を鑄出して發行せしが、大院君の勢力失墜と共に翌二十年鑄造を停止せり。

既にして閔氏の大院君に代りて政權を握るに及び、李太王二十年西曆一八六五年鑄錢の常設機關として典圖局を設け、當五錢を鑄造して盛に惡貨を流布せし以來、貨幣をして殆ど無價値に近からしむるに至れり。蓋し當五錢は舊來の常平通寶と形式を同じくして稍々大に、裏面に當五の錢文を鑄出し、一箇を以て舊常平通

寶五箇に相當せしめしも、品質極めて粗惡にして重量亦少なく、而かも舊常平通寶と同等價値の割合を以て使用せしめしも、時恰も政府の強制的威力衰えたる際なりしを以て、京城附近の五兩は地方に於て一兩とせらるゝの不均衡を呈し、私鑄亦多く信用全く地を掃へり。加ふるに閔氏は平壤に於て重量舊常平通寶の三分の一にも達せず、且つ亞鉛、鐵、錫等を多量に混合し、銅色を鍍して贗物も及ばざる粗惡なる常平通寶を鑄造せしを以て、政府の信用失墜し、財界の混亂其極に達したり。

此くの如く常平通寶は、仁祖朝初めて之を鑄造せし以來、各營各衙の鑄造及各時代の改造に加ふるに民間の贗造を以てし、閔氏政權を握りし頃には、其種類或は二千乃至三四千と稱せられ、良貨惡貨雜然として存在し、往年第一銀行の調査したる種類のみにも一千八百に上れりと云ふ。同一貨幣にして多種なること此くの如きは、古今東西其類を見ざる所なり。此結果國內國外の商業をして不安に陥らしめ、外國使臣は擧つて幣制の改革を忠言するに及び、李太王二十八年西曆一八六三年初めて近代的幣制の實施に着手するに至れり。



### 第五節 近代的幣制の制定

李太王二十八年明治二十四年外國使臣に促がされて幣制改革を斷行するや、顧問を日本に招聘して新式貨幣の鑄造に着手し、一圓銀貨及十文五文の銅貨を鑄造して、一圓銀貨は日本圓銀と同等とし、十文五文銅貨は一錢五厘と同じくして日本の幣制に則り、之れを以て舊貨に代へんとせしも、未だ一般に流布するに至らざるに、日清戰役に會して中止せしが、尋で日本政府指導の下に、同三十一年明治二十七年八月左の新式貨幣發行章程を發布して、古來本位貨なるものを存せざりし朝鮮に於て、初めて銀貨本位制を實施したり。

#### 新式貨幣發行章程

- 第一條 新式貨幣は分ちて四種とす。一に曰く銀、二に曰く白銅、三に曰く赤銅、四に曰く黃銅。
- 第二條 貨幣の最低位を分とし、分十を錢とし、錢十を兩とす。
- 第三條 貨幣を分ちて五等とし、最低位一分を黃銅とし、其次五分を赤銅とし、其次二錢五分を白銅とし、其次一兩を銀とす。

第四條 五兩を本位貨とし、一兩以下を總べて補助貨とし、一兩銀貨の一次與受は一百兩を以て準とし、白銅貨以下の一次與受は五兩を以て準とす。但與受者互に相肯諾するものは此例にあらず。

第五條 新舊貨は一體に通用し、廣融を以て準す。其比例左の如し。

- |        |           |
|--------|-----------|
| 黃銅一分   | 舊錢一枚に當る   |
| 赤銅五分   | 舊錢五枚に當る   |
| 白銅二錢五分 | 舊錢二十五枚に當る |
| 銀一兩    | 舊錢一百枚に當る  |
| 銀五兩    | 舊錢五百枚に當る  |

第六條 凡そ各種の稅項及俸給は、銀貨を以て定めと爲すものは、務めて銀貨を用ゆ。

第七條 新式貨幣多額鑄造に先ちては、暫く外國貨幣を混用することを得。但本國貨幣と同質、同量、同價のものは通用を許す。

本章程に據れば、舊錢一箇は日本貨二厘に、白銅貨は同じく五錢に、一兩銀貨は同じく二十錢に、五兩銀貨は同じく圓銀に相當し、貨幣の形式も亦稍々整備せし



も實際は徒らに改革の聲のみ大にして成績之れに伴はず、且つ本位貨たる五兩銀貨の如きは、當初僅かに一萬五千九百二十餘兩を發行せしに止まりて、鑄造利益多き白銅のみを濫鑄し、爲に本位貨及古來の葉錢通寶を驅逐して惡貨のみ殘留し、貿易上に於ては日本圓銀の獨占的使用を見たり。

既にして光武元年明治十年三 露國勢力の重壓下に、同國アレキセーフの來たつて財政顧問となるや、日本圓銀の流通を阻止せんと謀り、政府も亦之れに動かされ、其獻策に従ふて金貨本位制を採用し、光武五年明治十四年三 勅令第四號を以て左の貨幣條例を頒布し、日本圓銀の流通を阻止せり。

第一條 貨幣の製造發行權は政府に屬す。

第二條 金貨の純金量目は二分を以て價格の單位と定め、此を圓と稱す。

第三條 貨幣の種類は左の如し。

- 金貨幣 二十圓
- 同 十圓
- 同 五圓
- 銀貨幣 半圓

- 同 二十錢
- 白銅貨幣 五錢
- 赤銅貨幣 一錢

第四條 貨幣の式樣・品位・量目は左の如し。

- 本位金貨
  - 二十圓 徑曲尺九分五厘 量目  $\frac{4}{6}$ 錢  $\frac{4}{6}$ 分  $\frac{4}{6}$ 厘  $\frac{4}{6}$ 毛  $\frac{4}{6}$ 分 合性 純金九十分
  - 十圓 徑曲尺七分 量目  $\frac{2}{8}$ 錢  $\frac{2}{8}$ 分  $\frac{2}{8}$ 厘  $\frac{2}{8}$ 毛  $\frac{2}{8}$ 分 合性 純金九十分
  - 五圓 徑曲尺五分六厘 量目  $\frac{1}{4}$ 錢  $\frac{1}{4}$ 分  $\frac{1}{4}$ 厘  $\frac{1}{4}$ 毛  $\frac{1}{4}$ 分 合性 純金九十分
- 補助銀貨
  - 半圓 徑曲尺一寸二厘 量目  $\frac{3}{3}$ 錢  $\frac{5}{3}$ 分  $\frac{9}{3}$ 厘  $\frac{4}{3}$ 毛  $\frac{2}{3}$ 分 合性 純銀八十分
  - 二十錢 徑曲尺七分四厘 量目  $\frac{1}{5}$ 錢  $\frac{4}{5}$ 分  $\frac{3}{5}$ 厘  $\frac{7}{5}$ 毛  $\frac{7}{5}$ 分 合性 純銀八十分
- 補助白銅貨
  - 五錢 徑曲尺六分八厘 量目  $\frac{1}{4}$ 錢  $\frac{2}{4}$ 分  $\frac{4}{4}$ 厘  $\frac{4}{4}$ 毛  $\frac{1}{4}$ 分 合性 參和銅七百五十分
- 補助赤銅貨
  - 一錢 徑曲尺九分二厘 量目  $\frac{1}{9}$ 錢  $\frac{9}{9}$ 分  $00$ 厘  $00$ 毛  $00$ 分 合性 純銀九十分、銅十分



第五條 金貨幣鑄造に公差ありて、通用中最輕量目は二十圓金貨幣は四錢四分二厘とし、十圓金貨幣は二錢二分一厘とし、五圓金貨幣は一錢一分〇五毛までとす。

第六條 金貨幣は其額に制限なく法貨とし、銀貨幣は十圓まで、白銅及赤銅貨幣は一圓までに限り法貨として通用す。

但與受者が互に相肯諾する場合は此限にあらず。

第七條 金貨幣磨損して通用最輕量目に下りたるもの、銀貨幣白銅及赤銅貨幣の甚しく磨損せるもの、其他流通に不便なる貨幣は、其額面價格に従ひて引換ふ。引換の規則は度支部大臣部令を以て之れを定む。

第八條 貨幣の形式分明ならざるか、又は私造せる貨幣は通用せず。

第九條 金を輸納して金貨幣製造を請求する者あるときは、政府は其請求に應じて之れを許す。

第十條 從來發行したる一兩銀貨幣、二錢五厘白銅貨幣、五分赤銅貨幣、一分黃銅貨幣は舊に仍りて通用す。

第十一條 右新式金銀貨幣の發行及從來發行せる五兩銀貨幣、一圓銀貨幣當五

錢一分葉錢引換並に金を輸納して金貨幣の製造を請求することに關する規則は度支部大臣部令を以て之れを定む。

然れども本條例發布せられたる後、僅少なる半圓銀貨及白銅貨を鑄造したる外、未だ本位貨其他の發行を見ずして、日露開戦となり、政局の一變と共に財政顧問の就任を見、先づ貨幣の整理より着手して、漸次近代的幣制の確立を見るに至れり。

## 第六節 貨幣整理前の状態

是れより先き李太王二十八年明治二十四年に於て斷行せられたる第一次幣制改革は、日清戦役前三年にして、爾後日露開戦に至る十餘年の間は、韓廷政局の最紛糾時代に屬し、曾つて企圖せられたる庶制改革の一切を停頓せしめたる結果、幣制の如きも亦混亂して不統一を極め、特に白銅貨の濫鑄は從來に於ける貨幣の混亂を更らに擴大して、救拯すべからざる弊害を醸し、甚大の損失を國家に與へたりき。其一例を擧ぐれば、政府は濫鑄に伴ふ貨幣價值の低落を顧慮せず、只管目前の利益を收むるに汲々として、無制限の鑄造を行ひしのみならず、或は特許料



金を納付したる人民に其鑄造を許し、甚だしきは政府鑄用の極印を民間に貸付して貸付料を貪れる官吏あり、爲に國內外より粗悪の白銅貨を盛に流布し、西北部地方に於ける從來の葉錢は全く驅逐せられて、一錢の影を留めざりき。

然るに南鮮地方の住民は頑固にして新令を歡ばず、當五錢をも實價に計算して、當路者が如何に白銅貨の使用を強制するも、受授を避くるの狀態なりしを以て、一國內に於て通貨の二大分野を劃するに至れり。

葉錢も亦運搬上不便にして各市場に於て價値を異にせしも、元來白銅貨に比して相當價値を有せしものなりしを以て、未だ白銅貨の如き著るしき弊害を生ぜざりき。

此結果白銅貨の價値は、日々下落して、英人プラオンの管理せる關稅の如きは、銀貨のみを收納して白銅貨の納付を拒みたり。然るに本位貨として發行したる五兩圓銀の發行僅少なりし上に、白銅貨の爲に殆ど其全部を驅逐せられしを以て、貿易市場に使用せらるべき國貨なく、新式貨幣發行章程に於て混用を認められたる日本圓銀のみ國貨の代用に供せられ、當時又日清戰役起りて日本軍隊の日本貨幣を流布せしもの多かりし爲に、日本圓銀は殆ど本位貨たるの觀を呈

せり。之れと同時に日本補助貨も亦多少流入し、日本貨幣を基礎したる第一銀行手形と相俟ちて、開港場に於ける幣制の不備を補ひたり。

其後光武五年明治三十四年露國の獻策に従ふて新貨幣條例を發布し、第二次幣制改正を行ふて日本圓銀の通用を禁止せしも、新貨幣の鑄造なかりしを以て其效なく、圓銀は尙ほ必要なる開港の通貨となりしが、日本に於ける貨幣制度の改正以來漸次圓銀の數を減じ、第一銀行券之れに代はりて發行額を増加せり。

此他支那貨幣は古來流入多く、曾つて其通用を禁止せられしも、尙ほ葉錢に混入せるものあり、又鴨綠江沿岸地方には支那小銀貨の流通多く、露國貨幣は日露戰前北韓に於て露國軍隊の使用せしもの多額に上り、露領出稼人の持還せるものと共に、元山以北に流布通用し、墨西哥銀も亦豆滿江沿岸に多少通用せり。

## 第七節 貨幣整理

光武八年明治三十七年二月日露の國交斷絶して日韓兩國の攻守同盟成り、同年十月日本大藏省主稅局長目賀田種太郎入つて財政顧問に就任するや、其劈頭從來の弊害と國力及國際貿易の關係に鑑みて、大要左の貨幣制度整理方針を立て、



- 一 本位貨幣制度を確立して價格の標準を定む。
  - 二 白銅貨を廢止して之れに代はるべき補助貨を發行す。
  - 三 葉錢は流通多きに過ぐるを以て之れを引上げ、適當の分量を收縮したる上、準補助貨として流通せしむ。
- 又整理の方法及順序を左の如く定め、

整理方法

- 一 貨幣の本位は、通商及交通上密接の關係ある日本と同一ならしむ。
- 二 日本は韓國に於ける貨幣制度の如何に最も重大なる利害關係を有するを以て、日本政府若くは日本政府の保證を以て、貨幣整理に關する資金を借入ること。随つて左の方法を採用す。
  - 一 韓國貨幣の基礎及發行貨幣を全然日本と同一にす。
  - 二 韓國貨幣と同一なる日本貨幣の流通を認む。
  - 三 本位貨並に兌換券は日本の本位貨並に兌換券若くは日本兌換券を準備としたる日本政府の監督及保證に係る銀行券とす。
  - 四 補助貨は總べて韓國政府に於て發行す。

整理順序

- 一 光武五年明治三十四年二月勅令第四號貨幣條例の實施を宣言す。
  - 二 日本貨幣の流通を認め政府の收支に使用す。
  - 三 貨幣條例中の補助貨の様式を改定し之れを公布す。
  - 四 舊白銅貨の通用期間を定め、交換及引上を行ふ。
  - 五 青銅及葉錢は一定期限及其流通制限額を定む。
- 同時に先づ從來白銅貨を濫鑄して幣制紊亂の淵藪たりし典圖局の閉鎖を斷行し、貨幣整理に伴ふ新貨幣の鑄造は、専ら之れを日本政府の造幣局に委嘱し、極力急造を求めて、改正制度の實施に支障なからしむることを期し、次で光武九年明治三十八年中外に宣告して愈々整理に着手し、更らに舊貨幣訂期交換に關する勅令を發布せり。

又國庫金の取扱に關しては株式會社第一銀行と契約を結びて、中央金融機關の任に當らしめ、其發行に係る銀行券を公私一切の取引に使用せしむることを認め、一面本位貨に代はるべき兌換の效力を有せしめ、貨幣整理に關しては、同行との間に貨幣整理に關する契約及整理資金借入契約を結びて、同行より整理資



金三百萬圓を借入れたる上、更らに之れを同行に交付して整理事務を委嘱すること、せり。

### 第八節 舊貨幣の回収及處理

然るに舊貨幣中白銅貨は其弊害最も多く、急速に之れを換收するにあらざれば整理の實を擧ぐる能はざるを以て、國庫收納に依りて回収するの外、京城、平壤、仁川、群山、鎮南浦に交換所を特設して、光武九年明治三十八年七月以來交換を開始し、隆熙元年明治四十年には其大部分を換收せり。其間價格の變動に伴ひ、一部商民は政治的暗流と呼應して喧擾せしも、政府の措置機宜を得て、幸に平穩裏に遂行するを得たり。

次で隆熙二年明治四十一年一月度支部令を以て、同年十一月末日を限りて舊白銅貨の通行を禁止し、期限後六箇月間を限りて、特に公用に使用する旨を公布し、金庫の外各農工銀行、地方金融組合をして買收を行はしめ、又地方商人をして交換組合を組織せしめ、之れに手数料を給して、其集收を圖らしむる等、極力迅速に回収して、無智の民衆に不測の損害を被らしむることなきを期せり。然れども期限

満了後に至りて、尙ほ市場に残存せしもの尠なからざりしを以て、隆熙三年明治四十二年五月勅令を以て、更らに公納期限を同年十二月末日に延期して、漸く其回収を結了するを得、交換開始以來回収總額九百六十萬八千六百三十六圓に達せり。

葉錢は其弊害白銅貨の如く甚大ならず、且つ地方人民の爲に愛惜せられしを以て、光武九年明治三十八年七月國庫收納に依りて回収すること、し、其公定價格を時價に鑑みて一箇を一厘五毛と定め、漸次回収を期せしも、其後銅價昂騰して國外に流出するもの多く、隆熙二年明治四十一年六月公定價格を二厘に改めて市價と均衡を保ち、準備補助貨として流通せしめたり。引上開始後其回収額三百二十七萬八千九百五十八圓に上れり。

舊銀貨及舊銅貨も亦光武九年明治三十八年一月勅令を以て、舊銀貨二元を新貨一圓の割合とし、政府の便宜に依り回収することに定めしも、舊銀貨は元來鑄造額僅少なりし上に、白銅貨の爲に驅逐せられて残存せしもの尠く、銅貨も亦鑄造額僅少にして、且つ銅價騰貴の爲に鎔解せられたるもの多く、隆熙四年明治四十三年五月末に於ける回収開始以來の回収額舊銀貨四十萬七千二圓、舊銀貨八萬三千二百八十二圓餘に過ぎざりき。



以上回収の銀貨は總て切斷又は溶解の後、大阪造幣局に送致して新貨鑄造の原料に供し、銅貨は賣却し、白銅貨は雜物の混入多くして新貨の原料とならざりしを以て棄却し、葉錢は賣却せり。隆熙四年<sup>明治四</sup>五月末までの舊銅貨、葉錢の賣却代金は二百二十四萬二千七百四圓餘にして、其重量百三十九萬五千六百四十二貫餘なり。

### 第九節 新貨の鑄造及銀行券の發行

光武五年<sup>明治三</sup>二月勅令第四號を以て、前掲の如く新貨の種類及品位を定め、光武九年<sup>明治三</sup>十月勅令第四十二號を以て一部改正を加へて、殆ど日本貨幣と同一とし、金貨を二十圓・十圓・五圓、銀貨を半圓・二十錢・十錢、白銅貨を五錢、青銅貨を一錢・半錢の九種に分ち、金貨を本位貨とし他を補助貨として、典圖局の廢止と共に其鑄造を大阪造幣局に依頼せしも、其後銀銅市價の騰貴に伴ひ、隆熙元年<sup>明治</sup>八月勅令第四號を以て、品位・量目を上昇せしめ、従前の銀銅貨を漸次回収して、大阪造幣局に於て改鑄し、隆熙四年<sup>明治四</sup>五月末までの新鑄造額九百四十七萬五千七百圓に達し、其内改鑄額六十九萬三千八百圓に及べり。

然るに人民は尙ほ新貨の價を解せずして其授受を歓迎せず、市場の流通甚だ少なかりしを以て、政府は各農工銀行及金融組合に新貨の無利息貸付を行ひ、隆熙三年<sup>明治四</sup>一月度支部大臣は更らに各地方金融組合に舊貨交換基金及新貨散布基金の名目を以て新貨の貸付を開始し、特に舊貨流通地方に其範圍を擴張して、極力新貨の散布流通に努力せし結果、漸く地方民に歓迎せられて圓滿の流通を見るに至れり。隆熙四年<sup>明治四</sup>五月末に於ける新貨の流通額は、四百三十五萬八千四百八十七圓にして、其貸付額三十一萬六千九百圓なり。

又銀行券は光武五年<sup>明治三</sup>株式會社第一銀行をして發行せしめ、同九年<sup>明治</sup>八公私取引上に其無制限通用を公認せし以來、同行は十圓・五圓・一圓・二十錢・十錢の各券を發行して市場に流通せしめしが、其後補助貨の鑄造發行と共に五十錢以下の小券發行を停止し、次で一圓・五圓・十圓各券の形式を改めて大に信用を増し、隆熙三年<sup>明治四</sup>十一月韓國銀行の設立と共に、中央金庫の業務一切と發行券とを併て之れに繼承せしめしも、當時韓國銀行券未だ發行の運びに至らざりしを以て、第一銀行券を韓國銀行券に代へて發行せり。合邦前四箇年間の流通高左の如し。



年次	市場流通高
隆熙元年 <small>明治四十年</small> 六月末	八、一六九、八〇九 <sup>円</sup>
同二年 <small>同十一年</small>	七、七七八、九三五
同三年 <small>同十二年</small>	九、〇九六、一二六
同四年 <small>同十三年</small>	一、二、五九七、二四六

是に於て數百年來さしも紊亂に紊亂を累ねたる幣制は、根柢より革正せられ、統一したる貨幣に依りて、物價を平準適正に維持するを得るに至れり。

## 第七章 金融機關

### 第一節 財政顧問就任前の金融狀況

光武八年明治三十七年 財政顧問の就任前に在りては、國民尙ほ金融機關の性質を解せず、餘財あれば土中に埋藏して、厚生利用の途に供するもの少なく、開國五百三年明治二十年 政府の時勢に促がされて財政改革を行ふや、民間に於ても亦時代に率先して、其翌年天一銀行を創立せしも、人民の之れを利用する者殆どなく、且つ同行は資金僅少にして當事者亦經營の知識に乏しかりしを以て、忽ち經營難に陥り、後光武三年明治三十二年 漢城銀行の設立を見しも、是れ亦京城財界の恐慌に遭ふて破産に瀕したる外、開港場其他に於て存在したる日本内地銀行の支店及出張所は、在留日本人の取引に止まりて一般朝鮮人の金融と全く交渉なく、金融機關は殆ど絶無の状態に在りき。唯だ此間に於て地方金融に若干の疏通を與へしは、政府の外劃制度と民間に於ける於音の二ありしのみ。



外割とは郡守が租税を國庫に納入するに先だち、其租税を以て政府の支拂ふべき債務を、政府に代りて第三者に交附するを稱し、政府は左記の場合に於て其命令を郡守に發せり。

- 一 政府が民間より借入金ある場合
- 二 地方官廳經費支出の場合
- 三 中央官吏出張の場合

此命令に接したる郡守は、其徵收に係る租税或は其他の官金を直ちに中央政府に送納するを要せず、或期間内之れを保管し得るを以て、任意に商人に貸付し、商人は之れを地方産物購入資金に充て、中央市場若くは開港場に其物資を放賣し、郡守に代りて政府と貸借關係を決済するを例とせり。又中央政府が商人より借入金ある場合には、政府は郡守をして其徵税中より政府に代りて商人に返還せしめ、商人は概ね之れを以て其地方の物資購入に充てしを以て、地方の官金は地方に於て集散せられ、地方民の金融に若干の疏通を與へたりき。

於音は様式單簡なる一種の約束手形にして、金額多きは一萬兩に達せしも、社會の制裁大なりしを以て不渡少なく、古來商業地域に於て恰も紙幣の如く流通

せり起原不明或は開國以來の慣行と傳へらる。然れども讓渡人に於て償還の義務なかりし爲に、諸種の奸手段行はれ、遂には無制限に濫發せられたる結果、光武八九年明治三十年の交には、白銅貨の濫造と相俟ちて、京城商人間に一大恐慌を惹起し、閉店逃亡する者續出せり。

日露開戦後財政顧問の就任と共に徵税制度の改正に伴ひ、外割制度は全廢せられ、又於音に代へて新式手形の流通を奨励せしが、次で各種金融機關の新設せらるゝに及び、一般人民は漸く金融の性質を理解して之れを利用するに至れり。

## 第二節 倉庫の設置と手形組合の組織

### 一 倉庫の設置

光武八九年明治三十年に於ける京城商人間の恐慌は、影響甚大にして一般人民は金融の逼迫を叫び、商人は貨物を擁して資金融通の途を失ひ、物情騒然として全都不安に鎖されしを以て、政府は金融組織改善の方針を定め、其一方法として光武九年明治十八年九月共同倉庫章程を發布し、同年十二月資金十五萬圓を民間に



貸付して、政府の特別監督下に漢城共同倉庫會社を設立せしめ、貨物の寄託を引受けて預り證券を發行し、主として商品擔保の貸付を行ひ、又應急手段として商業手形の割引及不動産の擔保貸付を兼營せしめしが、後同會社は政府より多大の補助を受け、出張所を仁川、江景、平澤に設けて、次第に順調の發達を遂げ、合邦直前には其使用倉庫本支店出張所を合して十八棟千二百坪に及べり。營業狀況左表の如し。

漢城共同倉庫株式會社一覽表 隆熙四年(明治四)六月現在 (韓國財政施設) 十三(年)六月現在 (網要に據る)

公稱資本金	1,000,000	拂込資本金	5,940,000	政府貸下金	5,000,000	積立金及繰越金	5,325,000	貸出金	2,320,000	支店及出張所數	3
-------	-----------	-------	-----------	-------	-----------	---------	-----------	-----	-----------	---------	---

## 二 手形組合の組織

倉庫の新設と同時に、政府は又從來商業取引に諸種の弊害を醸して財界混亂の因となりし於音の廢滅を期し、光武九年(明治三)九月手形組合條例及約束手形條例を發布して、新式手形の流通を圖り、商人融資の途を開くと共に取引の安全を期し、同年十二月先づ京城に於ける有力の商人四十餘名に勸めて、漢城手形組

合を設立せしめ、同十年(明治三)平壤に於ても亦其組織を見、次で漢城手形組合は水原に、平壤手形組合は鎮南浦に、各支所を設け、爾來大邱、晉州、全州、光州の各地に之れを組織して以來、漸次其趣旨を周知せられ、發行手形の形式亦完備して、市場の信用加はり、加入者順に増加せり。因つて光武十年(明治三)十一月新に手形組合令を發布して、従前の約束手形條例を廢止し、爲替手形及小切手の二種に限り、組合員以外と雖一般商人に其振出を許すこととし、同時に於音及び之れに類似したる手形の發行を嚴禁せり。合邦直前に於ける各手形組合の狀況左表の如し。

手形組合一覽表 隆熙四年(明治四)六月現在 (韓國財政施設) 十三(年)六月現在 (網要に據る)

手形組合	基本金	政府貸下金	積立金及前期繰越金	借入金	保證現在高
漢城手形組合	1,000,000	—	3,927,855	—	2,902,275
平壤手形組合	500,000	3,000,000	1,058,000	60,000	2,333,980
大邱手形組合	500,000	—	5,866,370	—	7,330,000
全州手形組合	500,000	—	5,273,255	—	3,330,000
晉州手形組合	500,000	—	5,140,120	—	4,150,000
光州手形組合	500,000	—	5,000,233	—	4,055,000



計

三三,三〇〇,〇〇〇

三,〇〇〇,〇〇〇

六〇,八三三,〇〇〇

九〇,〇〇〇,〇〇〇

一九四,一三三,〇〇〇

### 第三節 銀行の整理助成及設立並に 地方金融組合の組織

#### 一 普通銀行の整理及助成

**天一銀行** 開國五百四年明治二十八年の創立にして、朝鮮に於ける銀行の嚆矢なるも、當事者經營の知識なく且つ常に政客に利用せられ、又恰も貨幣制度混亂して韓國貨の價值不定の際なりしを以て、遂に營業難に陥り、光武九年明治三十八年京城の恐慌と共に閉店に瀕せる悲境となれり。因つて政府は二十四萬圓を同行に貸付し、度支部大臣監督の下に整理を行はしめし結果、漸く命脈を繋ぎ、後資本金を増加して南大門に支店を設け、業務を擴張して好成績を擧ぐるを得たり。

**漢城銀行** 光武三年明治三十二年第一銀行監督の下に設立せられしものなるも、同九年明治三十八年の恐慌に際して資金固定の結果營業困難となり、政府は資金十萬圓を貸付して、度支部大臣監督の下に營業を繼續せしめし以來、逐年盛況となり、

合邦前には水原及東幕に支店出張所を設くるに至れり。

**韓一銀行** 光武十年明治三十九年八月の開業にして、元來財政顧問の政策に反抗せる京城朝鮮人實業家の設立したるものなりしも、漸次政府の方針に對する誤解を去り、天一銀行漢城銀行と相並びて京城及附近の金融に便益を與へ、合邦前には東幕に出張所を有し、營業狀況次第に良好となれり。

合邦前に於て普通銀行として存在したるもの以上三銀行に止まれり。其營業狀況左表の如し。

普通銀行一覽表 隆熙四年(明治四十年)現在(韓國財政施)

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	政府貸下金	積立金及前期繰越金	預り金	貸出金
天一銀行	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	九七,三五三,〇〇〇	六七,七二二,九二〇	八五八,九三三,四六〇
漢城銀行	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六七,八七五,〇〇〇	四九,八一七,〇〇〇	五七,七〇三,四九〇
韓一銀行	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一一三,〇〇〇,〇〇〇	—	三六,六七七,〇〇〇	六一三,八八九,四九五	五七,四四三,二五〇
計	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇四,〇八八,〇〇〇	一,七五〇,七六三,四四五	二,〇〇八,一〇〇,一〇〇

#### 二 農工銀行の設立



徵税法の改正に伴ひ外割制度の廢止と共に、政府は地方金融の爲に、全國樞要の地に政府倉庫建設の計畫を立て、米穀の擔保貸付を主とせしも、特別の事情ある地方に限り不動産の擔保貸付を行ふこととせり。然れども倉庫の建設は相當の時日を要するを以て、先づ全國樞要地駐在の財務官に資金を交付して貸出を行はしめ、倉庫建設に至るまでの應急施設となせしが、更らに進んで地方産業の振興上金融疏通の根本策を定め、光武十年<sup>明治三十九年</sup>三月農工銀行條例を發布して各地の農工銀行設立に着手し、或は株式の一部を政府に於て引受け、或は無利子の資金を政府より貸付して、各道觀察使所在地に各一行を設置し、其後經濟交通の狀況に鑑みて廢合を行ひ、合邦前には京城、平壤、大邱、全州、光州及元山に於て各一を存し、其支店及出張所全國二十七に及べり。業務の大要左の如し。

- 一 年賦又は定期償還の方法に據り、不動産を擔保として資金を貸付す。
- 二 法令を以て組織したる公共團體に對しては、無擔保を以て前項の貸出を行ふ。
- 三 二十人以上の農業者又は工業者一團となり、連帶責任を以て貸出を請求したる場合は、信用確實なる者に限り五箇年以内に於ける定期償還の方法に據

り、無擔保を以て貸出す。

前數項の貸出は、開墾灌漑及耕地土質の改良、殖林事業等の農工業に使用する資金たるを要す。

同行の設立と共に、政府は政府倉庫殘務の大部分を之れに引継ぎ、更らに貨物集散の要地に倉庫を設け、同行に貸付して倉庫業を兼營せしめたり。

合邦前に於ける營業狀況及政府貸付の倉庫左表の如し。

農工銀行一覽表 <sup>隆熙四年(明治四十四年)六月現在</sup> (韓國財政施設綱要に據る)

銀行名	所在地	公稱資本	拂込資本	積立金	預金	貸出金	農工債券發行高	政府貸金	支店及出張所
漢湖農工銀行	京城府	500,000	164,300	29,800	67,600	1,350,200	200,000	309,000	七
平安農工銀行	平安南道	100,000	106,600	3,500	27,300	1,169,200	100,000	310,000	六
慶尙農工銀行	慶尙北道	100,000	65,000	29,000	38,070	834,600	190,000	210,000	五
全州農工銀行	全羅北道	100,000	8,000	18,800	28,180	90,000	—	30,700	二
光州農工銀行	全羅南道	100,000	55,000	17,000	159,000	140,000	—	70,000	三
咸鏡農工銀行	咸鏡南道	100,000	79,800	100	26,500	140,000	—	100,000	四
計		1,100,000	555,200	131,400	2,366,200	1,000,000	—	1,176,600	三七



農工銀行貸下倉庫一覽表 隆熙四年(明治四十三年)六月現在 (前同)

所在地	棟數	建坪數	貸付銀行
平壤	三	一六四	平安農工銀行
大邱	三	二四〇	慶尙農工銀行
光州	一	八〇	光州農工銀行
榮山浦	三	八〇	光州農工銀行
開城	一	三一	漢湖農工銀行
沙里院	一	三六	平安農工銀行
全州	一	五〇	全州農工銀行
計	一三	六八〇	

### 三 地方金融組合の組織

以上の外地方小農民の金融機關として光武十一年(明治四十年)五月地方金融組合規則を制定し、各地に金融組合を設立せしめて、組合毎に政府より基本金一萬圓を無利子に貸付し、理事を推薦し、又二三組合を通じ農業技手一名を配屬して、農業の監督指導に當らしめたり。

金融組合は一郡或は二三郡を以て一區域とし、區域内の朝鮮人農業者を組合員としたるものにして、組合員一人に對して五十圓を限度とせる農工業の小資本金を融通するの外、生産物の委託販賣需用品の共同購入を行ひ、又貨物集散地の組合に對しては、政府は之れに補助を與へて倉庫を建設せしめ、米穀の擔保貸付を行ふこととせり。

合邦前に於ては既設組合數百、設立計畫中に係るもの十あり。各道に於ける組合の狀況左表の如し。

地方金融組合一覽表 隆熙四年(明治四十三年)四月末現在 (韓國財政施設綱要に據る)

道名	組合數	組合員數	貸付金現在高	共同購入高	委託販賣高
京畿道	八	二、四九	五三、一三三・三〇	一	一
江原道	七	二、二八	四〇、九六六・九〇〇	一	一
忠清南道	一〇	三、〇八一	六六、〇四九・五〇〇	五九・一〇〇	八六六・一六〇
忠清北道	六	一、七六	三三、〇一三・五五〇	七〇	一、三八七・三〇〇
全羅南道	一〇	三、〇一一	七六、五三三・三三六	三三、四二〇	二、三三二・〇〇〇
全羅北道	九	三、四七六	六、七五五・八八〇	一	一
慶尙南道	九	三、一五三	四三、〇四二・三三〇	八六三・八四五	三、四三三・四三三



慶尙北道	10	三、六三三	六、〇三三・三六六	一、六四三・三三〇	六三・三三
咸鏡南道	10	二、二一六	三、九七一・〇〇〇	—	一三・八三〇
咸鏡北道	三	七、八	一、〇〇〇・〇〇〇	—	—
平安南道	六	一、七三三	三、四九〇・〇〇〇	三三・三三〇	一一・〇〇〇
平安北道	三	一、五四四	三、四三〇・九三〇	三〇・一〇〇	—
黄海道	七	二、二二〇	四、二二六・〇〇〇	一一・六七〇	—
計	100	三、〇九四	六、三七、六九八・六三三	二、五八、七四五	八、八九・四六一

### 四 中央銀行の設立

財政顧問の就任後、政府は第一銀行をして國庫金の出納、銀行券の發行其他中央銀行としての業務一切を取扱はしめしも、財政の膨脹、經濟の發達に伴ひ、金融の中心たる中央銀行特設の必要を生じ、隆熙三年（明治四十二年）韓國銀行を設立せしめて、國庫金の出納、銀行券發行の外。

- 一 爲替手形、商業手形の割引。
- 二 平常取引の諸會社、銀行又は商人の手形代金取立。
- 三 爲替及荷爲替。

- 四 確實なる擔保の貸付。
  - 五 諸預り金及當座貸越勘定。
  - 六 金銀貴金屬及諸證券の保護預り。
  - 七 地金銀の賣買及貨幣の交換。
- を行はしめ、又政府の認可を受けたる公共團體に對する無擔保貸付及營業上の必要に依れる國債證券、地方債券其他確實なる有價證券の買入を認めたり。合邦前に於ては京城本店の外、各道樞要の地に支店及出張所の設置十三に及びて業務を擴張せり。業務概況左表の如し。

韓國銀行一覽表 隆熙四年（明治四十年）六月現在（綱要に據る）

公稱資本金	拂込資本金	政府貸下金	預金	貸付金	銀行券發行	支店及出張所數
10,000,000 円	11,100,000 円	1,110,000 円	七,333,000 円	1,787,333 円	13,111,111 円	13

### 五 日本内地銀行の支店出張所及日本人の經營銀行

此他日本内地銀行の支店若くは出張所及日本人經營の諸銀行の各地方樞要



要地に存在したるものあり。即ち第一銀行、十八銀行、第三百三十銀行、周防銀行、密陽銀行は是れなり。其中密陽銀行は貯蓄を目的として慶尙北道密陽に本店を有し、他は京城及各開港地在留日本人の金融を目的として設立したるものなりしも、漸次朝鮮人及支那人の取引を行ふもの續出し、各開港地の開發は此等諸銀行の力に負ふ所大なりき。

又日本興業銀行は韓國國債の引受及國民に對する貸付、農工債券應募等の必要上、一時京城に支店を設けしも、韓國銀行の設立と共に、業務を之れに委託して撤廢せり。

第一銀行は其沿革最も古く、開國四百八十七年明治十一年五月釜山に支店を開設せしを始めとし、元山、仁川、京城等に支店若くは出張所を置き、日清戰役に際しては日韓兩國政府に對する效績著るしく、光武九年明治三十八年一月以來政府の委託を受けて、國庫金の出納貨幣の整理事務に従ひ、同年三月日本政府は特に勅令を以て第一銀行京城支店の銀行券發行を認め、翌年五月京城支店を韓國總支店と改稱して韓國に於ける中央銀行の任務を遂行し、日韓兩國の財政金融上に貢獻する所大なりしが、隆熙三年明治四十二年韓國銀行の創立と共に中央銀行の業務一切を

之れに引繼ぎたり。

併合直前に於ける内地諸銀行の支店出張所及日本人經營銀行の營業狀況左表の如し。

日本内地銀行支店出張所並に  
日本人經營銀行一覽表隆熙四年(明治四十四年)六月末現在(韓國財政施設綱要に據る)

銀行名	支店出張所數	公稱資本金	資本金又は韓國支店元金	預金	貸出金	所有物	借入金及爲替尻貸借	遊金
第一銀行	二	10,000,000	1,200,000	4,140,971	4,881,076	211,233	980,757	67,925
十八銀行	八	3,000,000	1,150,000	2,173,117	2,576,446	240,190	289,303	320,484
第三百三十銀行	五	5,000,000	700,000	1,733,620	2,678,233	472,877	696,900	40,300
周防銀行	一	1,300,000	—	58,832	133,335	30,699	26,333	30,800
密陽銀行	一	400,000	400,000	3,335	49,339	24,683	19,806	97
東洋拓殖會社	一	—	400,000	—	25,120	—	—	320,700
計	一六	19,000,000	3,750,000	8,232,825	10,573,939	826,325	826,326	622,499



### 第八章 金庫の設置

古來國庫出納上の施設甚だ不備にして、地方の如きは全く行政官廳の一事務に屬し、特設の機關なかりしを以て、財政紊亂の素因をなせしこと夥しかりしが、光武八年明治三十七年財政顧問の就任と同時に會計法を整備して金庫制度の確立を圖り、同年十二月度支部大臣の命令を受けて一切の職務を執行する金庫出納役の新設及國庫金保管本支金庫設定の方針を決し、翌年明治三十八年一月株式會社第一銀行と契約を結び、政府は國庫金を同行に預入して之れに利息を付せざると共に、出納に關する一切の經費を同行に負擔せしむることを條件として、同行を金庫出納役の地位に置き、同時に同行京城支店を中央金庫に、各地の支店及出張所を支金庫に定めたり。

爾來同年明治三十八年七月先づ京城に於て中央金庫を開始し、次で翌八月仁川釜山平壤鎮南浦開城木浦群山大邱元山城津の十地に支金庫を開きしも、猶其數足らずして國庫金の收支上不便尠なからざりしを以て、同十年明治三十九年四月統監府通

信管理局と協定し、取扱金二十五萬圓を同局に提供して歳入歳出出納事務取扱を委託し、同年七月以來金庫未設地方に於ける郵便局所に於て、國庫金の出納事務を開始し、同時に郵便局所の増設を見、合邦前に於ては國庫金取扱郵便局所の數百五十に達せり。

支金庫も亦財務の發展、國庫金の收支繁劇に伴ふて、増設の必要を生じ、漸次農工銀行、漢城銀行及十八銀行を第一銀行の代理店と定めて、支金庫事務を取扱はしむることとし、全國を通じて金庫數二十八に上りしが、隆熙三年明治四十二年韓國銀行の設立せらるゝに及び、同年十月從來第一銀行に於て取扱ひたる國庫金出納事務の一切を同行に移せり。合邦前に於ける國庫金出納事務取扱所左の如し。

道	別	中央金庫	支金庫	通信官署	計
京畿道		一	三	一五	一九
忠清南道		一	一	一三	一四
忠清北道		一	一	七	八
全羅南道		一	四	一四	一八
全羅北道		一	二	一〇	一二
慶尙南道		一	三	一二	一五



李朝時代の財政																			
慶尚北道	江原道	黃海道	平安南道	平安北道	咸鏡南道	咸鏡北道	計												
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	14	12	9	13	5	9	150	27	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
18	15	13	11	15	7	13	178												

四一六

## 第九章 國債

### 第一節 國債の種類及使途

朝鮮に於ける國債は、光武九年<sup>明治三十八年</sup>一月貨幣整理資金の借入を以て嚆矢とせり。爾來合邦に至るまでの國債種類及其使途を擧ぐれば、左の如し。

**貨幣整理資金債** 貨幣整理の經費に充當する爲に、光武九年<sup>明治三十九年</sup>一月第一銀行より三百萬圓を借入れたり。

**國庫證券** 光武九年<sup>明治三十八年</sup>に於て、國庫の支出を要する通常費及臨時費を合して約二百萬に上りしも、之れに應ずべき財源なかりしを以て、同年六月國庫證券條例を發布し、短期公債二百萬圓を第一銀行をして引受けしめ、東京に於て發行せり。然るに隆熙三年<sup>明治四十二年</sup>六月の償還期に際し、恰も日本興業銀行との間に借入金契約成立したるを以て、百萬圓を限り抽籤を以て償還し、同四年<sup>明治三十四年</sup>六月同公債金を以て更らに殘額百萬圓の償還を了せり。



**金融資金債** 金融市場救済の目的を以て、銀行其他の金融機關を設立せしめ、之れに補助金を與へて農商民の金融機關とし、又倉庫の設置計畫を立てしめ、此等の資金に充當する爲に、光武九年明治三十八年十二月日本政府より無利息を以て百五十萬圓を借入れたり。

**第一起業資金債** 利源開發に關する各種企業の資金に充當する爲に、光武十年明治三十九年三月日本興業銀行との間に一千万圓の借款契約を結び、同時に五百萬圓を受領し、残額は必要に應じて受領すること、せしも、其後之れを中止し、第二起業資金を同行より借入ること、せり。

**第二起業資金債** 土地調査及財源開發の資金として日本興業銀行より借入れたるものにして、既に借入契約を結びたる第一起業資金の残額五百萬圓を中止し、隆熙二年明治四十一年十二月同行と交渉の上、英佛兩國に於て各一百磅の興業債券を發行せしめ、其募集金一千七百九十六萬三千九百二十圓を借入れ、内五百萬圓は第一起業資金借入契約に基く貸上金五百萬圓の還附と同時に、之れを受領すること、せり。

**起業公債** 統監府通信官署取扱に係る日韓人預入郵便貯金は、從來日本大

藏省預金部に編入せられ、日本銀行に於て利殖せられたるも、同預金は漸次増加して將來巨額に達する傾向を示し、且つ性質上朝鮮に於て放資せらるゝを適當とするを以て、百萬圓の起業公債を發行して大藏省預金部をして引受けしむること、なり、隆熙二年明治四十一年十一月勅令第八十一號を以て、起業公債條例を發布し、其收入を各種金融機關を通じて民間に放資せり。

**日本政府借入金** 日韓新協約の締結に伴ひ、施政改善に要する經費支辨の爲に、隆熙二年明治四十一年二月日本政府と借入契約を締結し、一千九百六十八萬二千六百二十三圓を限り六箇年間に隨時借入ること、し、隆熙四年明治四十三年までに借入れたる金額一千六百六十八萬二千六百二十三圓に達せり。

**貨幣整理資金借越** 貨幣整理資金は前掲の如く第一銀行より既に三百萬圓を借入れ之れに充用したるも、實際整理事業の遂行上多大の經費を要し、到底其全部を支辨し能はざるを以て、貨幣整理事務取扱銀行より經費借越の約定を以て立替せしめしが、隆熙四年明治四十三年五月末に於ける其立替金額八百五十六萬四千八百八十八圓三十七錢四厘に達せり。  
合邦前に於ける國債現在高左表の如し。



國債高一覽表

隆熙四年(明治四十三年)五月末現在

(韓國財政施設) 網要に據る

四二〇

區分	發行高及 借入高	償還高	差引現在高	利率	發行又は 借入年月	償還年限	借入先
國庫證券	二,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	七分	光武九年(明治三十八年)六月	三年	日本國內募集
貨幣整理	三,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	—	三,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六分	同	六年	第一銀行
資金	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	無利	同	同	日本政府
第一起債	三,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	—	三,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六分	光武十年(明治三十九年)三月	五年	同
第二起債	三,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	—	三,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六分	隆熙二年(明治四十一年)五月	十年	同
起業公債	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六分	同	同	同
日本政府借入金	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	無利	—	—	日本政府
貨幣整理	八,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	—	八,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六分	—	—	韓國銀行
國庫金借越	—	—	—	無利	—	—	同
計	四,七二一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三,七二一,〇〇〇,〇〇〇				

第二節 公債金の特別會計

以上の起業資金及金融資金は、資金會計として各別に整理したるも、其收支取

扱上複雑の手續を要し、且つ資金の運用上不便尠なからざりしを以て、隆熙三年(明治四十二年)法律第七號を以て會計法に改正を加へ、公債金特別會計法を設けて各種公債資金を合し、之れに關稅收入に依る工事資金を併せ、公債金特別會計として整理すること、せり。合邦前に於ける公債特別會計の受入額及支出額左表の如し。

公債金特別會計資金收支額

隆熙四年(明治四十三年)五月末現在

(韓國財政施設) 網要に據る

區別	受入	支出
起業公債募集金	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	七,二五〇,二六九,一四三
起業資金繰入	一一,一七七,五三〇,七三〇	—
工事資金繰入	三,三〇六,八七二,四〇〇	—
金融資金繰入	四五,五〇〇,四七〇	—
三年度利子收入	一一二,一四七,〇二〇	—
四年度利子收入	三七八,七六三,七九〇	—
計	一六,〇三〇,八一四,四一〇	八,七八〇,五四五,二六七
計	—	一六,〇三〇,八一四,四一〇

收支差引現在金は、大藏省預金部、韓國銀行及香港上海銀行に預入せり。

支出金の主なる費目は、治道費、水道工事費、金融組合資金、韓國銀行株式引受金。



同貸付金・地方倉庫建築費・印刷局擴張費・海關工事費・鹽田築造及廳舎新營設備費とす。

## 第十章 歳計

新羅朝以來國費は總て人民の負擔に歸し、土地の收益及人民の勞役を客體とせる課税と、雜税との收入を以て支辨し、法典に於て各種の收支を恒久的に規定せり。

然れども歷朝果して幾何の收支ありしや、上古は論ずるまでもなく、李朝に至りても亦國家の三大財源たる田賦貢中の大宗たる田税は、世祖十二年皇紀二一七〇年、西曆一七四六年に至るまで年の豊凶に鑑みて税率を高低せし爲、毎歳の課税率一定せず、且つ科田の受給者は、自ら其收入を行ひしを以て統計明かならず。同年科田を職田に改めて實職者のみに俸祿を給與し、政府自ら田租の收支を行ふこととなり、自ら其計數を知るべかりしも、宣祖壬辰の役文錄に際し、記録蕩佚して傳らず。

光海君三年皇紀二二七〇年、西曆一六二〇年に至り、戶曹判書は宣祖壬辰役以前の量案有租地登録帳記載の總結數百七十餘萬結の内實際收税すべき結數四十餘萬結と報告し、仁祖税法を改めて永定法を實施せし際には、同五年皇紀二二八七年、西曆一六二七年の總結數を百二十五萬











英祖中年は收入に於ては同朝四十三年(皇紀二四二七年、西曆一七六七年)、支出に於ては同朝四十五年(皇紀二四二九年、西曆一七六九年)、正祖中年は收入に於ては同期二十年(皇紀二四五七年、西曆一七九七年)、支出に於ては同朝十九年(皇紀二四五五年、西曆一七九五年)

### 三 結 作 均 役 廳 所 管

英祖朝 皇紀二三八五年—二四三六年 均役法の實施と共に、各營衛の一財源たりし良民の身役税たる軍保布半減の結果、各營の經費に不足を來たし、之れを補充する爲に田結に課税して、其收入中より各營衛の經費を補給し、之れを代給と稱して均役廳の所管に屬せり。

英祖二十六年 皇紀二四一〇年 西曆一七五〇年 の收支左の如し。

不明 收入 支出

京畿道廳へ支出したる額 外方直割 地方官の收支に係れる額

綿	布	三三、七、三、一〇〇	同	一九三、三、三〇〇	同	三、四〇〇、二、一〇〇〇
麻	布	五、一、一〇、〇〇〇	同	一	同	五、一、三〇、〇〇〇
錢		二〇三、〇一、五、四三	兩	一〇一、九七、七、八〇	兩	三、四〇、八、八、〇〇
米		三、四、四、七、三、三	石	六、六、一、〇、八、九	石	四、一、三、四、〇、〇〇〇
						合 計

之れと同じく賤民の身役たる奴婢貢も、亦從來奴一人に對して綿布二疋、婢一人に對して綿布一疋半を課して各營の經費に充用せしを、顯宗八年(皇紀二三二七年、西曆二六六七年) 皇紀二四〇一年、西曆一七四一年 又半疋を減じ、純祖元年(皇紀二四六一年、西曆一八〇一年) 遂に之れを全廢して奴婢を良民に列し、其の身役税を良民と同じくしたる結果、會つて各營衛に配給せられたる奴婢貢の收入皆無となりしを以て、之れを補ふ爲均役廳及戶曹宣惠廳より各營衛に經費を配給することとなり、之れを亦代給と稱せり。

李太王元年 皇紀二五二四年 西曆一八六四年 の收支左の如し。

不明 收入 支出



支出

品名	均役廳より配給したる額	戸曹より配給したる額	宜惠廳より配給したる額
錢	三三八、四九〇 <small>兩分</small>	四三三、三〇一 <small>兩分</small>	七八九、二〇〇 <small>兩分</small>
米	一九〇、八九二 <small>石斗</small>	一、四三三、〇八八 <small>石斗</small>	一、三三〇、〇〇〇 <small>石斗</small>
綿布	二四九、二四四 <small>兩</small>	一七、三三三 <small>兩</small>	三七、二五五 <small>兩</small>
麻布	三三、二八八 <small>兩</small>	一〇、〇〇〇 <small>兩</small>	一〇、〇〇〇 <small>兩</small>
大豆	一、三〇〇、〇〇〇 <small>石斗</small>		

以上の外王室費の一部に屬する宮房田の收支あるも、同收支は宮房に於て之れを行ひしを以て統計なく、其他王室に獻進せる地方特産物及雜收入雜支出ありしも計數不明らかならず。

第二節 金納時代

開國五百三年<sup>明治二</sup>は近代的制度の下に、從來の物納制を廢して金納制に改めたる時にして、同年以後日韓合邦に至るまでを金納時代となす。

一 財政顧問官就任前の歳計

開國五百三年以後光武九年<sup>明治三</sup>以前は、政局と共に財政は前代其比を見ざる紊亂時代なりき。同年近代的庶政改革と共に、翌開國五百四年<sup>明治三</sup>以來年豫算を編成せしも、歳入歳出の正確なる調査を基礎とせしものにあらず。加ふるに當時貨幣の價值朝夕に激變したるを以て何等の實行性なく、畢竟架空の數字を配列したる一片の虚飾に過ぎざりき。即ち左の如し。

但光武五年<sup>明治三</sup>度より同八年<sup>明治三</sup>度に至る四箇年度の豫算は詳かならず。

年 度	歳 出		歳 入	國 債
	經常費	臨時費		
開國五百四年 <sup>明治二</sup> 度	五、九四四、三三一	三、七三三、三〇〇	六、三六六、八三一	五〇八、八〇五
建陽元年 <sup>明治二</sup> 度	三、九七七、四七七	三三三、七六〇	四、一〇一、四三七	四九七、三六一
光武元年 <sup>明治三</sup> 度	四、四一九、四三三	一六、〇九六	四、三三三、三三〇	五三〇、六二六
同 二 年 <sup>明治三</sup> 度	四、四一九、四三三	一六、〇九六	四、三三三、三三〇	四三二、六九〇
同 三 年 <sup>明治三</sup> 度	六、四八八、三九九	四三、九三三	六、四七二、一三三	一、三九三、四九二
同 四 年 <sup>明治三</sup> 度	六、〇八八、九七二	一〇三、八九九	六、二六二、八七二	一三三、九五五
同 五 年 <sup>明治三</sup> 度	不詳	不詳	不詳	不詳



光武六年	明治十五年	不詳	不詳	不詳	不詳
同 七年	明治十六年	同	同	同	同
同 八年	明治十七年	同	同	同	同

(信夫淳平氏著「韓半島所載」)

### 建陽元年度豫算

以上の豫算は建陽元年<sup>明治十九年</sup>二月を以て、同年度豫算の内譯のみを左に掲ぐ。  
建陽元年一月二十日官報第百二十六號所載

#### 歳入内譯表

第一款 租 税	二、四二八、〇三三
第一項 地 税	一、四七七、六八一
第二項 戸 布 税	二二一、三三八
第三項 雜 税	九、一三二
第四項 人 蔘 税	一五〇、〇〇〇
第五項 砂 金 税	一〇、〇〇〇

#### 第六項 港 税

四二九、八八二

#### 第七項 既往年度所屬收入

一三〇、〇〇〇

#### 第二款 雜 收 入

五、〇〇〇

#### 第一項 雜 收 入

五、〇〇〇

#### 第三款 鑄 造 貨

一、二八二、四五〇

#### 第一項 鑄 造 貨

一、二八二、四五〇

#### 第四款 前年度歳計剩餘

一、〇九三、九二七

#### 第一項 前年度歳計剩餘

一、〇九三、九二七

#### 歳入總計

四、八〇九、四一〇

本表に示すが如く歳入總計四、八〇九、四一〇元中租税收入は二四二八、〇三三元にして、全收入の五〇、八パーセントを占め、鑄造貨の利益收入は一、二八二、四五〇元にして、全收入の二六、六パーセントとなり、前年度剩餘金は全收入の二三、パーセントにして、以上の外雑收入の五、〇〇〇元を除きては他の收入なく、又租税收入中地税は六〇、八パーセントなるを以て、正確なる調査に基きし豫算の計數にあらずとするも、大要財政の基礎は租税收入に在りて、地税は又其大宗たりし



を窺知するを得べし。

歳出内訳表

經常費

王室費

第一款 王室費

第一項 王室費

五〇〇、〇〇〇元  
五〇〇、〇〇〇

外部所管

第一款 外部本廳

第一項 俸給

二七、六七二  
一六、三四三

第二項 雜給

一、六八〇

第三項 廳費

二、五〇〇

第四項 廳舎修理費

四九〇

第五項 旅費

一、二五九

第六項 雇外國人給料

四、二〇〇

第七項 外賓接待費

一、二〇〇

第二款 在外公館

第一項 在日本公使館費

四四、二六〇  
一六、七〇〇

第二項 在美國公使館費

二七、五六〇

外部所管合計

七一、九三二

内部所管

第一款 内部本廳

第一項 俸給

七七、九八八  
二八、九六〇

第二項 雜給

一、九五六

第三項 廳費

二、六八〇

第四項 廳舎修理費

七〇〇

第五項 旅費

四、四〇四

第六項 顧問官以下俸給

八、二〇〇

第七項 警務教師費

三一、〇八六

第二款 地方各府廳

第一項 俸給

三三三、〇二二  
二四五、八一八



第二項	雜給	一三、八四四
第三項	廳費	二六、八二六
第四項	旅費	二二、三四四
第五項	廳舎修理費	二、二五五
第六項	被服諸費	一八、五九三
第七項	罪囚食費	三、三四二
第三款	地方各郡廳	
第一項	俸給	八二、三三〇
第二項	雜給	二、三六九
第三項	享祀費	四七、七二八
第四項	廳費	二六、九〇〇
第五項	旅費	六一、七一〇
第五項	旅費	二〇、五一〇
第四款	警務本廳	
第一項	俸給	一五、五〇〇
第二項	雜給	一、二〇三
第二項	雜給	二、一九六

第三項	廳費	五、八六八
第四項	廳舎修理費	五〇〇
第五項	旅費	一、九四一
第六項	被服諸費	一五、八二八
第七項	顧問以下俸給	三、三〇〇
第八項	捕賊賞與費	五〇〇
第九項	醫療費	二〇〇
第十項	致祭費	二〇〇
第十一項	當直食費	四八〇
第十二項	探偵費	二、四〇〇
第十三項	譏察使令給費	九一二
第十四項	罪囚護送費	三〇〇
第五款	警務廳監獄費	
第一項	俸給	一七、一八〇
第二項	雜給	四、五九〇
第二項	雜給	三、〇〇〇



第三項 應 費	五一三
第四項 廳舎修理費	一二〇
第五項 被服諸費	一、二九七
第六項 在監囚食費	六、四八〇
第七項 醫師報費	三〇〇
第八項 藥品費	一八〇
第九項 工業費	五〇〇
第十項 死刑執行及埋葬費	二〇〇
第六款 醫學校費	六、九〇六
第一項 設立費	三、〇五〇
第二項 維持費	三、八五六
第七款 醫學校附屬病院費	一、四三三五
第一項 設立費	四、五五五
第二項 維持費	九、七九八
第八款 種痘醫養成所費	一、三六八

第一項 種痘醫養成所費	一、三六八
第九款 牛痘種繼易費	二、八六六
第一項 牛痘種繼易費	二、八六六
第十款 園丘祭祀及修理費	九四〇
第一項 園丘祭祀及修理費	九四〇
第十一款 地方官赴任旅費	一、三、六九六
第一項 地方官赴任旅費	一、三、六九六
内部所管合計	一、四、四六、六三〇

度支部所管	
第一款 度支部本廳	一一九、二三八
第一項 俸 給	三四、九九一
第二項 雜 給	四、六八八
第三項 廳 費	三、五二〇
第四項 廳舎修理費	七〇〇
第五項 旅 費	二、五一七



第六項	顧問官以下俸給	二、八〇〇
第七項	稅務視察費	三〇、五六七
第八項	徵稅事務練習生費	三八、三六〇
第九項	稅關事務練習生費	一〇、九五
第二款	内閣	二九、七九九
第一項	俸給	一四、七四八
第二項	雜給	一、七一六
第三項	應費	一、六六〇
第四項	廳舍修理費	一、〇〇〇
第五項	旅費	二〇〇
第六項	顧問官以下俸給	六、〇四〇
第七項	官報費	四、四三五
第三款	中樞院	一四、九八七
第一項	俸給	一二、九七七
第二項	雜給	一、〇八〇

第三項	廳費	五八〇
第四項	廳舍修理費	三五〇
第四款	耆老所 <small>第一章第四節參照</small>	四六一
第一項	耆老所	四六一
第五款	稅關	八〇、〇三五
第一項	仁川稅關	四六、八二三
第二項	釜山稅關	一九、六九〇
第三項	元山稅關	一三、五二二
第六款	典園局 <small>貨幣鑄造局</small>	七八二、四五〇
第一項	典園局	七八二、四五〇
第七款	國債	四九七、三八一
第一項	料祿及恒式米未下 <small>俸祿及規定の支拂金未濟の</small>	三六、六六六
第二項	貢未下 <small>各營衙其他に對する買収入の配給未濟</small>	八三、九六四
第三項	招商局借款	一七四、六六七
第四項	電局借款	一二、七五〇



第五項	防穀事件費	穀物輸出禁止に伴ふ日本の損害賠償金合計十一萬圓明治二七年以後六箇年々賦	九、三三四
第六項	乙未借款利子		一八〇、〇〇〇
第八款	功臣世祿		一、六三〇
第九款	中央交際費		一、六三〇
第十款	中央機密費		八、六〇〇
第十一款	中央機密費		八、六〇〇
第十二款	國庫運搬費		二〇、〇〇〇
第十三款	國庫運搬費		二〇、〇〇〇
第十四款	國庫運搬費		一八五、五二五
第十五款	國庫運搬費		一八五、五二五
第十六款	國庫運搬費		一、七四〇、一〇六
軍部所管			
第一款	軍部所管		八七、五一九
第二款	俸給		三一、五一七
第三款	雜給		一、二〇〇

第三項	應費	二、四四〇
第四項	廳舎修理費	七〇〇
第五項	旅費	三、六一八
第六項	顧問官以下俸給	二八、三四四
第七項	雇外國人給料	一九、七〇〇
第二款	軍部事費	九四〇、八八二
第一款	新衛隊費	二五二、三〇〇
第二款	親衛騎兵隊費	三五、九三九
第三款	鎮衛隊費	二四四、七三五
第四款	工兵隊費	一五八、五八二
第五款	馬兵隊費	二四、五三一
第六款	武藝廳費	一七、九五二
第七款	軍樂隊費	四、六〇八
第八款	士官養成所費	二八、九二一
第九款	留學生費	二、三、三一四



第十項 兵器彈藥費

五〇〇〇〇

第十一項 地方兵費

一〇〇〇〇〇

軍部所管合計

一〇二八、四〇一

法部所官

第一款 法部本廳

三九、六七四

第一項 俸給

二五、四一一

第二項 雜給

一、九八四

第三項 應費

一、九二〇

第四項 廳舎修理費

七〇〇

第五項 旅費

一、二五九

第六項 顧問官以下俸給

七、〇〇〇

第七項 漢城裁判所應費

四〇〇

第八項 高等裁判所應費

四〇〇

第九項 法官養成所應費

六〇〇

第二款 地方各府檢事試補俸給

六、三〇〇

第一項 地方各府檢事試補俸給

六、三〇〇

第三款 日本遊學生費

一、三二〇

第一項 日本遊學生費

一、三二〇

法部所管合計

四七、二九四

學部所管

第一款 學部本廳

三五、四七七

第一項 俸給

一三、一七八

第二項 雜給

一〇、八〇〇

第三項 廳費

七二〇

第四項 教科書印刷費

五、〇〇〇

第五項 廳舎修理費

三五〇

第六項 旅費

一、二五九

第七項 顧問官以下俸給

三、一六〇

第八項 雇外國人給料

一〇、七三〇

第二款 觀象所

三、四三〇



第一項	俸給	二、六四四
第二項	廳費	一八六
第三項	曆書費	六〇〇
第三款	學校費	三一、二一九
第一項	漢城師範學校及附屬小學校費	一二、三二一
第二項	官立小學校費	五、五六八
第三項	成均館費	七、九八六
第四項	日語學校費	二、〇四二
第五項	英語學校費	二、五五八
第六項	法語學校費	八四四
第四款	地方學校補助費	一六、二〇〇
第一項	漢城府公立學校補助費	六〇〇
第二項	仁川港日語學校補助費	一、八〇〇
第三項	各新設公立小學校補助費	一三、八〇〇
第五款	留學生費	四〇、四二六

第一項	義和君留學費	五、〇〇〇
第二項	前議官李竣鎔留學費	四、〇〇〇
第三項	學資金	二九、四二六
第四項	旅費	二、〇〇〇
學部所管合計		一二六、七五二

農商工部所管

第一款	農商工部本廳	三六、〇九四
第一項	俸給	二四、四四四
第二項	雜給	一、四六四
第三項	廳費	一、九二〇
第四項	廳舍修理費	四九〇
第五項	旅費	二、〇〇〇
第六項	顧問官以下俸給	五、七七六
第二款	事業費	一四七、三三二
第一項	郵遞事業費	五一、三八九



第二項 電信事業費

九〇,九三三

第三項 諸事業費

五,〇〇〇

農商工部所管合計

一八三,四一六

歲計經常部合計

五,一四四,五三一

臨時部

國葬費

第一款 國葬費

七〇,〇〇〇

第一項 國葬費

七〇,〇〇〇

內部所管

第一款 漢城內道路修築費

一五,〇〇〇

第一項 漢城內道路修築費

一五,〇〇〇

第二款 地方監獄署臨時修築費

二,二〇〇

第一項 地方監獄署臨時修築費

二,二〇〇

第三款 地方警察賞與金

一,〇〇〇

第一項 地方警察賞與金

一,〇〇〇

第四款 警務廳所屬署所新營費

九〇〇

第一項 警務廳所屬署所新營費

九〇〇

內部所管合計

一九,一〇〇

度支部所管

第一款 修政殿內排設費

二,五〇〇

第一項 修政殿內排設費

二,五〇〇

第二款 典圖局建築及器械費

二七〇,〇〇〇

第一項 典圖局建築及器械費

二七〇,〇〇〇

第三款 舊公廨管理費

一〇,〇〇〇

第一項 舊公廨管理費

一〇,〇〇〇

度支部所合計

二八二,五〇〇

軍部所管

第一款 兵器庫修築費

七〇〇

第一項 兵器庫修築費

七〇〇

軍部所管合計

七〇〇



歳計臨時部合計

三七二、三〇〇

豫備金

八〇〇、〇〇〇

歳出總計

六、三一六、八三一

二、財政顧問官就任後の歳計

開國五百三年に於ける近代的改革は、空しく有名無實に終りて何等の效果をも齎らすに至らざりしが、其後十年日露開戦を契機として日韓攻守同盟の締結あり、尋で日韓協約の結果、日本政府指導の下に庶政の改善を行ふこととなりて、財政顧問の就任を見るに及び、初めて正確なる歳入の状況を調査し、所要經費を按排して其權衡を保たしめ、光武九年<sup>明治三十八年</sup>の豫算を編成して以來、合邦に至るまで、年々其編成を精密にして豫算外の支出を緊縮したり。

此間に於ける新施設の資源は主として公債及借入金に求めしが、又一面に於ては行政機關の整備と相俟つて租税及官有財産官業收入の經常歳入を漸次増加し、豫算制度の略々確立したる光武九年度豫算に比して、合邦當年の隆熙四年度の豫算は歳入歳出共に約三倍強となり、異常の發達を示すに至れり。即ち左

の如し。

光武九年度より隆熙四年度に至る歳入歳出比較表  
韓國財政施設綱要 第一編第二章所載

年次	歳入		歳出	
	經常部	臨時部	經常部	臨時部
光武九年 <sup>明治三十八年</sup>	七、四八〇、二八七	—	七、四八〇、二八七	—
同十年 <sup>明治三十九年</sup>	七、四八四、七四四	—	七、四八四、七四四	—
隆熙元年 <sup>明治四十年</sup>	九、九一六、三三三	六、四三三、四三六	一六、四四九、七七〇	一〇、一九三、二七六
同二年 <sup>明治四十一年</sup>	一三、四一〇、三三七	九、八六三、八八九	二三、二七三、二六六	一四、七四四、九三三
同三年 <sup>明治四十二年</sup>	一五、一七六、〇三三	一四、〇四九、一〇八	二九、二二五、一四一	一八、二六三、八三三
同四年 <sup>明治四十三年</sup>	一四、七六七、三三三	八、九八八、三三三	二三、七六五、六六六	一五、九三三、二〇〇

本表に示すが如く光武九年度より隆熙三年度に至るまで、歳出は歳入を超過し、隆熙三年度に至りて漸く兩者の均衡を持するを得しが、隆熙元年度以前に於ける歳出超過額は、後述日本政府よりの借入金をも以て之れを補填せり。

又歳入歳出總額は、光武九年度及十年度に於ては、共に一千萬圓に満たざりしが、隆熙元年には一千六七百萬圓となり、同二年以後は二千萬圓を超過するに至りしは、歳出に於ては行政機關の整備に伴ふ各般の經費を増加せしと、歳入に於



ては之れに伴ふて租税及官業の収入増加し、又國債に財源を求めしに因れり。左に光武九年以後合邦に至るまでの歳入歳出豫算を掲ぐ。

但隆熙四年<sup>明治四十四年</sup>は、同年八月二十九日即ち合邦までの決算を示せる以て、歳入經常部八、八七四、九四七圓、同臨時部四、五三二、一四九圓、歳入合計一三、四〇七、〇九六圓、歳出經常部八、五九三、二八〇圓、同臨時部四、八七五、三五二圓、歳出合計一三、四六八、六三二圓となれり<sup>朝鮮銀行、鮮滿、經濟十年史</sup>。歳入歳出豫算諸表以下の如し。

光武九年度より六箇年度間歳入豫算比較表  
隆熙四年度に至る

科 目	(其ノ一)		隆熙四年度		光武九年度	
	隆熙四年度 (明治四十三年度)	隆熙三年度 (明治四十一年度)	隆熙四年度 (明治四十一年度)	隆熙三年度 (明治四十一年度)	隆熙四年度 (明治四十一年度)	光武九年度 (明治三十一年度)
經常部	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、五五五、五五三
租 税	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、五五五、五五三
印 紙 收 入	二八六、六九七	二三四、〇〇〇	二八六、六九七	二三四、〇〇〇	二八六、六九七	二八六、六九七
驛 屯 賭 收 入	一、五二六、五二一	一、三七八、六四七	一、五二六、五二一	一、三七八、六四七	一、五二六、五二一	一、五二六、五二一
官業及官有財産收入	六九三、三〇三	九五一、一〇四	六九三、三〇三	九五一、一〇四	六九三、三〇三	六九三、三〇三
雜 收 入	七三五、三三〇	一、二八〇、〇六八	七三五、三三〇	一、二八〇、〇六八	七三五、三三〇	七三五、三三〇
臨時部	一四、七七七、三三二	一五、一七六、九〇三	一四、七七七、三三二	一五、一七六、九〇三	一四、七七七、三三二	一四、七七七、三三二
公債金繰入	三、〇六三、五八五	六、四三七、九八〇	三、〇六三、五八五	六、四三七、九八〇	三、〇六三、五八五	三、〇六三、五八五
借 入 金	四、六四九、六七七	四、六五三、五〇〇	四、六四九、六七七	四、六五三、五〇〇	四、六四九、六七七	四、六四九、六七七
公債金繰替	一、〇六三、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇六三、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇六三、〇〇〇	一、〇六三、〇〇〇
前年度剩餘金繰入	三七、〇〇〇	九五七、五八八	三七、〇〇〇	九五七、五八八	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇
專掌賜金公債金	一三〇、〇〇〇	—	一三〇、〇〇〇	—	一三〇、〇〇〇	—
臨時部計	八、九八八、二六三	一四、〇四九、一〇八	八、九八八、二六三	一四、〇四九、一〇八	八、九八八、二六三	八、九八八、二六三
歳入總計	三三、七五五、五九四	三九、三三八、〇一一	三三、七五五、五九四	三九、三三八、〇一一	三三、七五五、五九四	三三、七五五、五九四

科 目	隆熙四年度比較増減(△印は減)		對光武十年度		對光武九年度	
	隆熙四年度	隆熙三年度	隆熙四年度	隆熙三年度	隆熙四年度	隆熙三年度
經常部計	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇
租 税	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇
印 紙 收 入	二八六、六九七	二三四、〇〇〇	二八六、六九七	二三四、〇〇〇	二八六、六九七	二三四、〇〇〇
驛 屯 賭 收 入	一、五二六、五二一	一、三七八、六四七	一、五二六、五二一	一、三七八、六四七	一、五二六、五二一	一、三七八、六四七
官業及官有財産收入	六九三、三〇三	九五一、一〇四	六九三、三〇三	九五一、一〇四	六九三、三〇三	九五一、一〇四
雜 收 入	七三五、三三〇	一、二八〇、〇六八	七三五、三三〇	一、二八〇、〇六八	七三五、三三〇	一、二八〇、〇六八
經常部計	三三、七五五、五九四	三九、三三八、〇一一	三三、七五五、五九四	三九、三三八、〇一一	三三、七五五、五九四	三九、三三八、〇一一
臨時部計	八、九八八、二六三	一四、〇四九、一〇八	八、九八八、二六三	一四、〇四九、一〇八	八、九八八、二六三	一四、〇四九、一〇八
歳入總計	四二、七四三、八五七	五三、四三七、一一一	四二、七四三、八五七	五三、四三七、一一一	四二、七四三、八五七	五三、四三七、一一一

科 目	對隆熙三年度		對隆熙二年度		對隆熙元年度		對光武十年度		對光武九年度	
	隆熙三年度	隆熙二年度	隆熙三年度	隆熙二年度	隆熙三年度	隆熙二年度	隆熙三年度	隆熙二年度	隆熙三年度	隆熙二年度
經常部	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇
租 税	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇	二、五五五、五五三	二、三三三、九四〇
印 紙 收 入	二八六、六九七	二三四、〇〇〇	二八六、六九七	二三四、〇〇〇	二八六、六九七	二三四、〇〇〇	二八六、六九七	二三四、〇〇〇	二八六、六九七	二三四、〇〇〇
驛 屯 賭 收 入	一、五二六、五二一	一、三七八、六四七	一、五二六、五二一	一、三七八、六四七	一、五二六、五二一	一、三七八、六四七	一、五二六、五二一	一、三七八、六四七	一、五二六、五二一	一、三七八、六四七
官業及官有財産收入	六九三、三〇三	九五一、一〇四	六九三、三〇三	九五一、一〇四	六九三、三〇三	九五一、一〇四	六九三、三〇三	九五一、一〇四	六九三、三〇三	九五一、一〇四
雜 收 入	七三五、三三〇	一、二八〇、〇六八	七三五、三三〇	一、二八〇、〇六八	七三五、三三〇	一、二八〇、〇六八	七三五、三三〇	一、二八〇、〇六八	七三五、三三〇	一、二八〇、〇六八
經常部計	三三、七五五、五九四	三九、三三八、〇一一	三三、七五五、五九四	三九、三三八、〇一一	三三、七五五、五九四	三九、三三八、〇一一	三三、七五五、五九四	三九、三三八、〇一一	三三、七五五、五九四	三九、三三八、〇一一
臨時部	八、九八八、二六三	一四、〇四九、一〇八	八、九八八、二六三	一四、〇四九、一〇八	八、九八八、二六三	一四、〇四九、一〇八	八、九八八、二六三	一四、〇四九、一〇八	八、九八八、二六三	一四、〇四九、一〇八
歳入總計	四二、七四三、八五七	五三、四三七、一一一	四二、七四三、八五七	五三、四三七、一一一	四二、七四三、八五七	五三、四三七、一一一	四二、七四三、八五七	五三、四三七、一一一	四二、七四三、八五七	五三、四三七、一一一



科 目	光武九年度より六箇年間歳入豫算内譯表					
	隆熙四年度 (明治四十三年度)	隆熙三年度 (明治四十一年度)	隆熙二年度 (明治四十一年度)	隆熙元年度 (明治四十年度)	光武十年度 (明治三十一年度)	光武九年度 (明治三十年度)
臨時部	△ 三、七四、三九五	△ 八三九、七四〇	△ 二、四九六、八五三	三、〇六三、五八五	三、〇六三、五八五	三、〇六三、五八五
公債金繰入	△ 四一、一七〇	△ 一、二六四、九〇三	四、六九四、六七七	四、六九四、六七七	四、六九四、六七七	四、六九四、六七七
借入金	△ 九七、〇〇〇	一、〇六三、〇〇〇	△ 三、〇〇〇	一、〇六三、〇〇〇	一、〇六三、〇〇〇	一、〇六三、〇〇〇
公債金繰替	△ 五〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇
前年度剩餘金繰入	△ 五〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇
尋掌賜金公債金	△ 五、〇〇〇	△ 八、八四、六三七	二、四四、八三四	八、九八、三六三	八、九八、三六三	八、九八、三六三
臨時部計	△ 五、〇〇〇	△ 八、八四、六三七	二、四四、八三四	八、九八、三六三	八、九八、三六三	八、九八、三六三
歳入總計	△ 五、四六、四一七	四、九三、三三八	七、三六、八三四	一六、二八〇、八五〇	一六、二八〇、八五〇	一六、二八〇、八五〇
經常部	二、五五、五五三	二、三三、九六四	一〇、五八、四四四	九、七三、八七一	七、三三、七四四	七、三三、七四四
租 稅	六、三九、五九九	六、三九、〇八五	六、四六、八九〇	五、八六、一〇九	五、三〇、三八八	四、八七、七七七
地 稅	五九、三三六	五八、九三三	五〇、三九七	三六、九四四	三三、〇六六	三三、〇六六
戸 稅	二六、九七六	二六、九七六	二六、九七六	二六、九七六	二六、九七六	二六、九七六
家 屋 稅	二四、五四六	一六三、〇三三	一六三、〇三三	一六三、〇三三	一六三、〇三三	一六三、〇三三
酒 稅	四八、六七五	四八、六七五	四八、六七五	四八、六七五	四八、六七五	四八、六七五
煙 草 稅	—	—	—	—	—	—

科 目	光武九年度より六箇年間歳入豫算内譯表					
	隆熙四年度 (明治四十三年度)	隆熙三年度 (明治四十一年度)	隆熙二年度 (明治四十一年度)	隆熙元年度 (明治四十年度)	光武十年度 (明治三十一年度)	光武九年度 (明治三十年度)
關 稅	三、二七、八七四	三、一三、一〇五	二、四四、六三九	二、三三、二二九	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇
噸 稅	八九、一〇九	六八、二六〇	六七、六三三	—	—	—
水 產 稅	—	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
鹽 稅	三六、六七〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇
雜 稅	三六、六三三	七三、五〇〇	三九、二六四	三三、〇九〇	三三、〇九〇	三三、〇九〇
續 稅	一五、二八〇	一三、三三八	一七、〇九一	二〇、〇〇〇	—	—
既 往 年 度 稅 入 末	二六、二九三	六四、八二二	七〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
納 稅 入	—	—	—	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
印 紙 稅	三六、六三七	三三、〇〇〇	一五、八〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
驛 屯 賭 稅	一、五二六、五一一	一、三七八、六四七	七五〇、〇〇〇	—	—	—
官 業 及 官 有 財 產 收 入	六九三、二〇一	九三、二〇四	一、一七五、八七五	一、三、四四〇	七、〇〇〇	一、三、七五〇
醫 院 收 入	九五、四四四	六七、〇八五	五二、〇五四	九、四四〇	—	—
水 道 事 業 收 入	五九、五七〇	二、〇〇〇	—	—	—	—
蔘 藥 收 入	一〇一、五五〇	一三三、〇〇〇	六六五、一一五	—	—	—
度 量 衡 事 業 收 入	八〇、二一〇	四三、五〇〇	三三、五六〇	—	—	—
林 野 收 入	一五〇、〇八〇	一五〇、五八〇	—	—	—	—
鹽 業 收 入	五三、八八七	二四、〇〇〇	—	—	—	—
鑛 業 收 入	—	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	—	—	—
平 壤 鑛 業 所 其 他 金	一五、四六一	一五、三三九	一九、一四六	〇〇、〇〇〇	〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇
計 第 二 節 金 納 時 代	—	—	—	—	—	—
第 十 章 歲 計	—	—	—	—	—	—







又租税收入中地税は、租税総額に對して光武九年度に於ては六六パーセント  
 餘、隆熙三年度に於ては約五五パーセントにして、依然租税收入中の第一位を占  
 め、隆熙三年度には關稅收入之れに次ぎて二七パーセントとなれり。

光武九年度より六箇年間歳出豫算額比較表  
 隆熙四年度に至る

科 目	(其ノ一)	
	隆熙四年度 (明治四十 三年度)	隆熙三年度 (明治四十 二年度)
經常費	1,100,000	1,100,000
皇室費	4,555,330	3,996,505
内務部	7,897,702	9,208,630
學部	491,196	490,330
農工商部	711,146	951,018
元軍部	—	311,607
元法部	—	1,875,752
元宮内府	—	311,607
元通信院	—	1,875,752
元外部	—	—
合計	14,258,274	14,577,814

  

科 目	(其ノ二)	
	隆熙二年度 (明治四十 一年度)	隆熙元年度 (明治四十 十年度)
經常費	1,100,000	1,339,000
皇室費	3,578,966	2,568,063
内務部	6,937,101	4,568,847
學部	319,330	206,511
農工商部	908,309	406,388
元軍部	—	1,311,566
元法部	—	1,875,752
元宮内府	—	—
元通信院	—	—
元外部	—	—
合計	13,742,306	12,910,117

  

科 目	光武九年度 (明治三十 八年度)	
	光武十年度 (明治三十 九年度)	光武十一年度 (明治四十 年)
經常費	1,100,000	777,000
皇室費	6,908,866	6,312,200
内務部	2,300,035	2,464,116
學部	1,111,820	1,081,840
農工商部	311,180	311,700
元軍部	1,379,617	2,466,407
元法部	1,875,752	491,593
元宮内府	—	—
元通信院	—	—
元外部	—	—
合計	13,677,000	13,738,756

科 目	隆熙四年度比較増減(△印は減)	
	對隆熙三年度	對隆熙二年度
經常部計	18,363,813	14,740,940
臨時部計	—	—
皇室費部	—	—
内務部	2,330,700	2,077,960
學部	4,600,790	6,130,303
農工商部	271,000	1,501,115
元法部	—	—
元宮内府	—	—
元通信院	—	—
元外部	—	—
合計	8,303,390	10,180,278

  

科 目	對光武十年度比較増減(△印は減)	
	對隆熙三年度	對隆熙二年度
經常部計	15,955,180	10,193,275
臨時部計	—	—
皇室費部	—	—
内務部	1,928,500	1,833,677
學部	4,260,790	4,720,430
農工商部	1,103,400	333,033
元法部	—	—
元宮内府	—	—
元通信院	—	—
元外部	—	—
合計	7,292,690	6,887,140

科 目	對光武九年度比較増減(△印は減)	
	對隆熙三年度	對隆熙二年度
經常部計	3,000,000	4,611,000
皇室費部	—	—
内務部	558,779	2,187,173
學部	1,138,918	3,530,855
農工商部	191,876	276,666
元法部	—	—
元宮内府	—	—
元通信院	—	—
元外部	—	—
合計	1,891,563	2,994,694



李朝時代の財政

科 目	隆熙四年度 (明治四十三年度)	隆熙三年度 (明治四十一年度)	隆熙二年度 (明治四十一年度)	隆熙元年度 (明治四十年度)	光武十年度 (明治三十年度)	光武九年度 (明治二十九年)
元軍部	△ 三二、六〇七	△ 三二、九六二	△ 一、三三二、五六六	△ 一、三九、六二七	△ 二、四六六、四七	△ 二、四六六、四七
元法部	△ 一、八七五、六三	△ 一、四六六、三三三	△ 一、八三、一〇〇	△ 四、七三七	△ 四、九、五五	△ 四、九、五五
元宮内省	—	—	—	—	—	—
元通信院	—	—	—	—	—	—
元外部	—	—	—	—	—	—
經常部計	△ 二、八六六、七三二	六八〇、三六六	五、一〇一、〇〇〇	九、〇七〇、九四三	八、七七一、四四	八、七七一、四四
皇室時部	—	—	—	—	—	—
皇室費部	—	—	—	—	—	—
内支部	四六六、一六六	三六三、七三三	五〇一、〇九	二、一四三、三三	二、三六、〇〇	二、三六、〇〇
度支部	△ 三、七七一、一八三	△ 一、四七三、五七四	△ 三三、六六	三、三三、七九	三、三六、〇〇	三、三六、〇〇
學支部	—	—	—	—	—	—
農工商部	七三三、一〇八	八三三、九八八	八七五、三三四	一、〇二六、七三	一、〇三三、四九	一、〇三三、四九
元法部	—	—	—	—	—	—
臨時部計	△ 二、五三三、三六三	△ 二、六七、六〇九	△ 一、一八七、六三九	六、七七、二六四	五、九三七、二九	五、九三七、二九
歲出總計	△ 五、四六六、九三三	四三、七三七	六、三九、六四三	一三、七九八、三〇六	一四、三〇八、七七八	一四、三〇八、七七八
皇室常費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、三三九、〇〇〇	一、三三九、〇〇〇	一、三三九、〇〇〇

光武九年度より六箇年間歳出豫算内譯表  
隆熙四年度に至る

科 目	隆熙四年度 (明治四十三年度)	隆熙三年度 (明治四十一年度)	隆熙二年度 (明治四十一年度)	隆熙元年度 (明治四十年度)	光武十年度 (明治三十年度)	光武九年度 (明治二十九年)
内部所管	三〇七、一四四	三六、八六六	二八四、九七〇	七四、四四四	三八、七三	三、三〇八
内部本部	—	—	—	—	—	—
警視廳及地方警察費	二、四二一、七六〇	二、一八一、一〇三	一、九九四、七三四	一、四二二、七〇三	二、五二一、四六六	一、七五二、五〇〇
漢城府及各地	一、四六九、一八一	一、二六六、七三三	一、一四九、六六六	七七、二六八	六六〇、〇六四	四二四、二七八
水道事業費	七、三三九	二、三三〇	—	—	—	—
大韓醫院	二四九、四九九	一七三、五三〇	一四九、五六六	一〇三、六六七	一〇、七八五	六、五八
慈惠醫院支出金	四四、〇〇〇	二五、九一三	—	—	—	—
紙貨支出差増	—	—	—	—	—	—
内部所管合計	四、五五五、二三四	三、九六六、五〇五	三、三三七、九六六	二、三六八、〇六三	九六〇、八五六	六三三、二四四
度支部本廳	四八八、八九七	五二八、〇九五	四五〇、〇七四	一三七、一四八	一一四、七三六	三三、二四〇
内閣	八九、七六四	九三、九七二	一〇三、〇三四	五三、〇六二	三三、三九三	三〇、三三三
中樞院	四二、六〇三	四二、六〇三	三三、一〇二	三三、四三六	一六、四〇六	八、九一七
表勳院	二二、一七九	一九、六九四	一一、一七〇	一四、九三三	一四、一八三	九、六三三
會計検査局	五三、四九九	四九、九七三	一八、八二八	—	—	—
會計検査局	—	—	—	—	—	—
建築所	一三、五九二	一三、六七五	一一、二七六	五三、五〇四	—	—
地方財務費	一、三九四、六四一	一、一四、六三四	九八八、七五六	八〇八、五二八	—	—
關稅海務費	八六四、一五〇	八三、七八〇	八七、七六六	八六四、二五五	一四二、六〇〇	七〇、八〇〇
航路標識費	—	—	—	—	—	—
葦業費	二二八、一四九	一〇〇、三六九	四三、六六六	—	—	—

第十草歳計第二節 金納時代



李朝時代の財政

修理費	120,107	131,694	98,096	109,363	462
國庫金取扱費	2,895,830	4,311,700	2,090,700	1,455,808	211,000
諸返還及缺損補填金	220,000	220,000	220,000	220,000	198,533
國庫豫備金	1,320,000	1,320,000	1,320,000	1,320,000	650,000
耆老所	—	6,000	5,383	17,993	15,808
財務整理費	—	—	—	77,808	—
功臣世祿	—	—	—	—	100,721
印刷局	—	—	—	—	550,373
紙貨支出差増	—	—	—	—	28,643
度支部所管合計	7,889,733	9,028,630	6,937,301	4,368,847	2,240,033
學部所管	—	—	—	—	2,240,033
學部本廳	204,901	208,139	123,631	92,411	27,594
官立諸學校	334,236	201,191	126,593	22,101	22,266
紙貨支出差増	—	—	—	—	7,791
學部所管合計	439,137	409,330	350,224	306,512	108,849
農商工部所管	—	—	—	—	—
農商工部本廳	303,560	292,638	333,188	323,826	29,526
度量衡事業費	108,943	41,933	—	38,366	—

園藝模範場及勸業模範場	15,599	103,089	100,773	84,000	—
勸業模範場及勸業陳列場及勸業博物館	3,654	3,654	2,566	2,666	—
漁政費	49,695	—	—	—	—
農林學校	35,594	33,889	26,766	24,268	—
工業傳習所	61,355	54,850	41,797	30,010	—
觀測所及測候所	54,826	47,522	40,437	21,330	5,584
鑛業官營費	—	375,475	373,763	—	—
移民事務所及比國鐵道會費	—	—	—	4,380	—
紙貨支出差増	—	—	—	—	—
農商工部所管合計	721,146	953,038	908,393	406,388	35,180
元軍部所管	—	—	—	—	—
軍部本廳	—	167,400	133,100	497,333	213,333
近衛歩兵及騎兵隊	—	154,107	189,762	824,034	866,085
紙貨支出差増	—	—	—	—	—
元軍部所管合計	—	321,507	322,862	1,321,367	1,079,418
元法部所管	—	—	—	—	—
法部本廳	—	110,118	118,178	27,688	19,333
裁判所	—	1,357,016	824,839	35,324	33,224
裁判所擴張費及監獄	—	398,638	232,235	129,729	108,224
裁判所擴張費及監獄	—	—	—	—	17,893

第十章 步

計 第二節 金納時代







李朝時代の財政

種別	隆熙四年度 (明治四十三年度)	隆熙三年度 (明治四十一年度)	隆熙二年度 (明治四十一年度)	隆熙元年度 (明治四十年度)	光武十年度 (明治三十年度)	光武九年度 (明治二十九年)
學校建築費	40,000	43,000	—	—	—	—
臨時學事擴張費其他	—	4,000	1,185	261,500	50,000	—
學部所管合計	27,400	38,800	1,185	261,500	50,000	—
農商工部所管	—	—	—	—	—	—
林業費	200,096	183,595	55,395	56,200	—	—
勸業費	17,403	149,299	8,000	—	—	—
臨時棉花栽培所費	36,622	31,103	—	—	—	—
輸出牛檢疫費其他	55,388	4,355	143,066	—	40,000	—
商工業調査費	19,685	—	—	17,261	—	—
平壤鐵業所擴張及管辦費	57,633	—	—	—	—	—
農商工部所管合計	1,103,499	588,331	277,481	338,085	67,700	—
元法部所管	—	—	—	—	—	—
漢城裁判所補修費其他	—	—	—	8,115	—	—
歲出臨時部合計	8,350,334	10,233,697	8,637,933	7,183,675	1,643,000	2,433,011
歲出總計	33,755,550	29,377,609	33,353,857	17,375,951	7,967,388	9,556,856

歲出豫算費途區分

前節所掲の歲出豫算を其費途の性質に依りて區別すれば左表の如し。

種別	隆熙四年度 (明治四十三年度)	隆熙三年度 (明治四十一年度)	隆熙二年度 (明治四十一年度)	隆熙元年度 (明治四十年度)	光武十年度 (明治三十年度)	光武九年度 (明治二十九年)
皇室費	1,200,000	1,500,000	1,500,000	1,385,000	1,300,000	777,000
國債費	2,895,830	4,331,700	3,070,700	1,455,808	1,465,000	3,831,277
中央行政費	1,550,626	1,735,283	1,510,408	1,140,568	397,723	701,303
地方行政費	4,926,388	4,500,155	3,881,350	3,189,971	1,076,636	705,465
軍事費	—	331,607	334,982	1,870,310	1,379,617	2,467,003
裁判所及監獄費	—	1,755,640	1,038,070	60,493	33,334	31,700
地方財務費	1,390,641	1,190,650	988,756	808,518	—	—
關稅、海務及航路標識費	870,150	853,760	871,766	864,355	143,150	70,000
教育及衛生費	827,035	795,508	495,270	471,333	193,571	100,000
生産事業に關する經費	3,766,484	4,814,677	1,870,068	1,263,557	141,661	17,807
營繕及工事費	4,089,400	4,708,496	6,777,825	4,485,270	90,500	119,500
國庫豫備金	1,300,000	1,500,000	1,500,000	800,000	1,100,000	600,000
其他諸費	1,281,033	1,337,033	563,590	580,580	557,156	131,500
合計	33,755,550	29,377,609	33,353,857	17,375,951	7,967,388	9,556,856

備考 本表中「其他の諸費」として計上したる費目の主なるものは、土地調査費、國有地調査費、國庫金取扱費、印刷局支出金、測量講習費、臨時財産整理費、帝室債務支拂金、歸屯土調査費、課稅臺帳調製費等とす。



本表中隆熙元年度以後外部所管經費の消滅したるは、韓国外交權が統監府に歸屬し、通信院所管經費の消滅したるは、韓國政府經營の通信事業が、韓國に於ける日本政府經營の通信事業に合併せしに因る。又軍事費の漸減は、韓國が日本の保護國となりし過程を示すものにして、隆熙四年(明治四十三年)度に至りて全く消滅したるは、同年度軍部の廢止に伴ひたるものなり。其他裁判所及監獄費の隆熙四年度に消滅したるも、亦隆熙三年司法監獄事務を日本政府に委託し、日本政府に於て其經費を負擔したるに因れり。

光武三年以降繼續費年割表

費目	(其の二)				
	自光武三年度 至光武九年度 (自明治三十三年 至明治三十三年)	光武十年度 (明治三十九年度)	隆熙元年度 (明治四十年度)	隆熙二年度 (明治四十一年度)	計
官殿營造費	九五八、九三三	三六六、〇七〇	一六一、八六三	八二、五〇八	一、七〇九、三七四
治道費	三、九五七、六五四	一六、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	八四九、〇〇〇	五、五〇六、六五三
仁川水道工事費	二、四一九、八三九	一〇〇、〇〇〇	六五八、六二六	六六六、〇〇〇	五、八三〇、四九一
平壤水道工事費	一、三〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五四三、〇六八	五〇〇、〇〇〇	三、三九〇、〇六六
海關工事費	六、三二六、五九三	四六、〇六六	一、三九八、三六五	一、三三三、〇九二	八、五二四、〇一六
大韓醫院建設費	三九三、五六六	八、七九七	二八四、七九九	—	六八六、一六二
裁判所建設費	八〇、〇〇〇	二、〇〇〇	七六、〇〇〇	—	一五八、〇〇〇
臨時學事擴張費	五〇〇、〇〇〇	—	二四四、九九五	—	七四四、九四五

費目	(其の二)				
	隆熙三年度 (明治四十一年度)	隆熙四年度 (明治四十二年度)	隆熙五年度 (明治四十三年度)	隆熙六年度 (明治四十四年度)	隆熙七年度 (明治四十五年度)
工業傳習所建設費	九四〇、〇〇〇	—	—	四三、六〇〇	—
地方倉庫建設費	一三六、三九九	—	—	三三、八〇〇	—
公會所建設費	一〇〇、〇〇〇	—	—	一三、五〇〇	—
廳舍及官舍新營費	三、五八八、八〇〇	—	—	—	二、一六〇、三〇〇
鹽田築造及廳舍新營設備費	一、一六〇、〇〇〇	—	—	—	—
開港設備工事調査費	一六、〇〇〇	—	—	—	—
計	一、九八四、〇六七	三六六、〇七〇	一、〇七六、八二〇	三、八八六、〇六一	六、〇五三、四六一

費目	(其の二)				
	隆熙三年度 (明治四十一年度)	隆熙四年度 (明治四十二年度)	隆熙五年度 (明治四十三年度)	隆熙六年度 (明治四十四年度)	隆熙七年度 (明治四十五年度)
官殿營造費	一六八、八三三	—	—	—	—
治道費	六八八、〇〇〇	一、七五五、六五四	—	—	—
仁川水道工事費	七九、四〇八	三三六、八二五	—	—	—
平壤水道工事費	二四九、四三三	—	—	—	—
海關工事費	一、三〇〇、七〇〇	一、〇〇六、九七九	—	—	—
大韓醫院建設費	—	—	—	三六八、三九四	—
裁判所建設費	—	—	—	—	二二〇、〇〇〇
臨時學校擴張費	—	—	—	—	—
工業傳習所建設費	—	—	—	—	—



地方倉庫建設費  
公會所建設費  
廳舎及官舎新修費  
鹽田築造及廳舎新修設備費  
開港設備工事調査費

計

本表に限り光武九年度以前を掲げしは官殿造修費が光武三年度以降隆熙四年度に互りて繼續したる爲なり。  
本表中隆熙四年(明治四十三年)度に至る繼續費總額は、一千八百六十九萬四千三百七圓にして、同五年度以降支出すべき金額は一百一十一萬九千七百六十圓なり。

### 三 各特別會計

一般會計の外、特別會計を初めて設けしは隆熙元年度にして、即ち印刷局・煉瓦製造所・公債金・平壤鑛業所度量衡製造檢定所棉花栽培費是れなり。其後隆熙三年に至りて慈惠醫院費も亦特別會計に編入せらる。隆熙元年度より同四年度に至る各特別會計の歳入歳出左の如し。但度量衡製造檢定所は隆熙元年度を限り、棉花栽培費は同年度を限りて一般會計に編入せられたり。

區分	隆熙四年度 (明治四十三年)		隆熙三年度 (明治四十二年)		隆熙二年度 (明治四十一年)		隆熙元年度 (明治四十年)	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
慈惠醫院	五九、五九	五九、五七	四九、一三	四九、一六	—	—	—	—
印刷局	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	一九九、八〇〇	一九九、八〇〇	一九九、八〇〇	一九九、八〇〇	二〇五、二六五	二〇五、二六五
煉瓦製造所	一六五、三〇一	一六五、三〇一	二二五、九八三	二二五、九八三	一七三、三三六	一七三、三三六	—	—
公債金	三三二、〇〇七	四、一六、五八五	一九四、八三三	一九四、八三三	九、六五七、八二二	五、七〇三、三〇九	—	—
平壤鑛業所	五七、六三〇	五二〇、〇〇〇	三五九、三八〇	三五九、四八〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	—
度量衡製造檢定所	—	—	—	—	—	—	一〇〇、〇三九	九八、五三九
棉花栽培費	—	—	—	—	—	—	一八、五九六	一四、五八八

### 四 日本政府よりの借入金

隆熙元年(明治四年)七月日韓新協約締結の結果諸般經費の増加を來たし、從來の歳入のみを以て其費途を支ふること能はざるを以て、隆熙元年(明治四年)以降五箇年間に日本政府より無利息無期限を以て左記の金額を借入れ、其不足の補充に供せり。

隆熙五年度(明治四十四年度)	二、六〇〇、〇〇〇	隆熙四年度(明治四十三年)	二、六〇〇、〇〇〇	隆熙三年度(明治四十二年)	五、三三三、五五〇	隆熙二年度(明治四十一年)	五、三三三、五五〇	隆熙元年度(明治四十年)	一、六九、五三三	合	一六、八三三、六三三
計											



備考 本借入金は初め總額一千九百六十八萬二千六百二十三圓の豫定なりしも、隆熙三年(明治四十二年)十一月より司法權を日本政府に委託したる結果、之れに伴ふ經費に相當する金額として、隆熙四年度同五年度に於て各百四十萬圓合計二百八十萬圓を減額して前記の額となせり。

### 第三節 合邦直前の歳入歳出現計

隆熙三年<sup>明治四十二年</sup>度歳入歳出を、隆熙四年<sup>明治四十三年</sup>六月末日に於ける現計を以て比較對照するに、歳入經常部一千三百八十八萬八千六百八十四圓六十九錢二厘、歳入臨時部一千四百五十八萬九千九百三十六圓十三錢四厘、合計二千八百四十七萬八千六百二十圓八十二錢六厘に對する歳出經常部一千四百八十萬四千二百二十圓六十二錢一厘、歳出臨時部一千三百三十五萬九千二百二十五圓四十一錢四厘、合計二千八百十六萬三千二百四十六圓三錢五厘にして、歳入の歳出を超過すること三十一萬五千三百七十四圓七十九錢一厘となれり。其内譯現計左の如し。

隆熙三年度歳入日隆熙四年六月末日(△印は調定) 隆熙三年度歳入日隆熙四年六月末日(△印は調定) 隆熙三年度歳入日隆熙四年六月末日(△印は調定) 隆熙三年度歳入日隆熙四年六月末日(△印は調定)

科目	算額	調定済額	收入済額	不納賦損額	收入未済額	算額と調定済額との差
租	二、三三四、九四〇、〇〇〇	二、四七三、七五二、三七四	一〇、八八六、一六七、一七三	二四、五六六、〇七三	五九三、〇九一、二三〇△	一三六、八〇八、三七四
地稅	六、二八三、九〇六、〇〇〇	六、七五九、八四九、三二〇	六、三四五、三〇〇、五八八	一三、五六六、九一七	三六〇、九一八、六五五△	四四五、九四三、三二〇
戶稅	五八四、九三三、〇〇〇	七、八〇九、六六七、五	六、七三、八八三、三三三	四三三、四三三	三三、七六八、六六八△	一四三、一三三、六七五
關稅	三、三三三、〇一五、〇〇〇	三、〇〇九、六〇三、八九〇	二、九九四、九六六、四四〇	—	一四、六三七、四四〇	一三三、四四一、一一〇
噸稅	六八、二六〇、〇〇〇	九一、四六七、七四〇	九一、四六七、七四〇	—	—	三三、三〇七、七四〇
水產稅	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一三、六三八、〇七〇	一〇、六八八、九三〇	—	二、八九〇、一四〇	六六、三一、九三〇
鹽稅	一〇一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、二四八、七五八	二七、八〇七、七五九	—	一三、四四一、〇三六	六一、七一一、二二五
釐稅	一三三、三三六、〇〇〇	一三五、四三一、三六	六四、四九一、二八六	五、七〇七、八一〇	五五、三三三、〇三〇	七、一〇六、八七四
雜稅	七三、〇〇〇、〇〇〇	七四、一三三、四八二	六一、三三七、〇九三	一、五七六、九〇	一三、六五六、七〇〇△	六三、四八二
家屋稅	二六、九六六、〇〇〇	三三、七六四、二四〇	二九、八四三、九六四	—	三、九二〇、二七六	九三、九一七、七〇
酒稅	一六三、〇三三、〇〇〇	三〇三、八二二、二六〇	一五五、八三八、八五五	四三、五〇〇	七、九三八、九〇五△	四〇、七九〇、二六〇
煙草稅	四八六、七七五、〇〇〇	三〇五、〇七七、八八〇	一九八、二四〇、八二一	一六、〇〇〇	七、二五二、〇六九	二八二、三六七、二二〇
既往年度地稅收入	—	一一八、二〇九、九六六	七、二二〇、三三四	四、六五九、三三	四一、三三九、八〇一△	一一八、三〇九、九六六
印紙收入	二三四、〇〇〇、〇〇〇	二九四、三五六、七〇	二九三、〇七二、九九〇	—	一、二八四、八〇〇△	六〇、二五六、七〇
驛屯土收入	一、三七八、六四七、〇〇〇	一、四七〇、五五九、六七〇	一、二二六、三三九、一三六	一、七二三、六九九	三三、五三九、八五五△	九一、八九三、六〇〇
官業及官有財產收入	九五一、二〇四、〇〇〇	八八三、二六三、四三三	八七、四〇九、八九三	—	四、八七三、三五〇	六八、九二二、七七
續業收入	四〇四、〇〇〇、〇〇〇	三六四、九六六、九六〇	三六四、九六六、九六〇	—	—	一九、〇三三、〇四〇

第十章

歲計 第三節 合邦直前の歳入歳出現計

四七三



李朝時代の財政

四七四

科目	前年度繰越 及剰餘金	支出額	翌年度へ繰越 豫算残額
募樂收入	—	—	—
醫院收入及其他諸收入	—	—	—
雑收入	—	—	—
税關雑收入	—	—	—
雑入	—	—	—
未勘金(支拂未済金)整理収入	—	—	—
準許及手数料及其他諸收入	—	—	—
經常部合計	—	—	—
臨時部	—	—	—
歳入總計	—	—	—
繰入金	—	—	—
借入金	—	—	—
公債金繰替	—	—	—
前年度編入金	—	—	—
臨時部合計	—	—	—
歳入總計	—	—	—

隆熙三年度歳出 隆熙四年六月末日  
司計簿現計

科目	前年度繰越 及剰餘金	支出額	翌年度へ繰越 豫算残額
經常部	—	—	—
皇室	—	—	—
内部所管内	—	—	—
内部本廳	—	—	—
善視廳	—	—	—
漢城府	—	—	—
地方各道	—	—	—
地方各郡	—	—	—
地方警察費	—	—	—
大韓醫院	—	—	—
慈惠醫院支出金	—	—	—
水道事業費	—	—	—
計	—	—	—
度支部所管	—	—	—
度支部本廳	—	—	—
老所	—	—	—
内閣	—	—	—

第十章 歳計 第三節 合邦直前の歳入歳出現計

四七五

科目	前年度繰越 及剰餘金	支出額	翌年度へ繰越 豫算残額
募樂收入	—	—	—
醫院收入及其他諸收入	—	—	—
雑收入	—	—	—
税關雑收入	—	—	—
雑入	—	—	—
未勘金(支拂未済金)整理収入	—	—	—
準許及手数料及其他諸收入	—	—	—
經常部合計	—	—	—
臨時部	—	—	—
歳入總計	—	—	—
繰入金	—	—	—
借入金	—	—	—
公債金繰替	—	—	—
前年度編入金	—	—	—
臨時部合計	—	—	—
歳入總計	—	—	—



李朝時代の財政

中樞院	四三、六〇一、〇〇〇			三七、四〇〇、二六〇		四七六	五、一九一、七三〇
表勳院	一九、六九四、〇〇〇			三三、三八八、三七三			一三三、七二八
會計検査局	四九、九七三、〇〇〇			三九、八六七、五〇〇			一〇、一八三、四九〇
建築所	一六、六七五、〇〇〇			五〇、〇〇〇			三、〇〇六、一八三
地方財務費	一、一九四、六五四、〇〇〇			一三、四、三三八、八二八			三、〇〇六、一八三
關稅費	八三六、七〇〇、〇〇〇			一、一五六、六一、六三三			三、一三三、三八八
修理費	二九、八九一、六三三			二、四〇九、〇〇〇			四二、四三三、八〇〇
國債	四、三三三、七〇〇、〇〇〇			七九一、七五二、四〇〇			四一、四三三、八〇〇
國庫金取扱費	二五〇、〇〇〇、〇〇〇			一三五、〇五七、九四六			七、八七〇、六三三
諸返還及缺損補填金	三、四三三、〇〇〇			三、〇四八、三四三、六一一			一、三三三、四五六
蔘業費	一〇〇、三九九、〇〇〇			二五〇、〇〇〇、〇〇〇			三、八四四、六四四
法部本廳	一三〇、一一八、〇〇〇			二七、六五三、三二六			三、八三三、二二六
裁判所	一、三五七、〇一六、〇〇〇			六八、五五七、七三四			一五、一三七、八三六
監獄	五八、六六六、〇〇〇			一〇四、八九〇、一六二			一五、一三七、八三六
計	九、五八一、五九八、六三三			九三三、六三三、〇九三			四三、六三三、〇九八
元軍部所管		一八、一六三、三三五		三三、八四一、四四七			七、七五三、五三三
軍部本廳	六七、五九一、四六二			六九、二六三、〇〇〇			九、三三三、三四九一
近衛歩兵隊	四三、九二一、九四四			七、六七九、六三三、三六七			九、九七九、八六七、一九四
近衛騎兵隊	一八、六二九、〇四四			一八、六二九、〇四四			

四七六

武官學校	一三、二七五、四〇〇			一三、二七五、四〇〇			
侍從武官府	二、三六八、八六〇			二、三六八、八六〇			
東京武官府	二、四九九、九八〇			二、四九九、九八〇			
計	一四八、二五六、七三〇			一四八、二五六、七三〇			
學部所管							
學部本廳	二八〇、一三九、〇〇〇			七五〇、〇〇〇			八、九三〇、四六五
官立諸學校	一七、一九一、〇〇〇		四、六四三、七〇〇	一六九、〇三四、九三二		三、三六六、四五〇	八、四三三、三三九
法官養成所	三三、〇〇〇、〇〇〇			二四、八五九、七〇〇			一四〇、三〇〇
計	四〇九、三三〇、〇〇〇		四、六四三、七〇〇	三九三、八四三、一五六		三、三六六、四五〇	一七、四八三、〇九四
農商工部所管							
農商工部本廳	二九一、六六六、〇〇〇			四、三六三、〇〇〇			九、三〇〇、九〇六
度量衡事業費	四一、九三二、〇〇〇			四〇、七七一、四五五			一、一四三、八五五
國藝模範場	一五、二七四、〇〇〇			一五、二〇三、五三二			七二、四六九
勸業模範場	八七、八一五、〇〇〇			五二七、〇〇〇			一一、二八〇
商品陳列館	三、六五四、〇〇〇			八八、三三〇、七三〇			九、九四四、六七三
農林學校	三三、八八九、〇〇〇			二、六五九、三三八			九、九四四、六七三
工業傳習所	五四、八五〇、〇〇〇			三〇三、〇〇〇			三、六一、六三〇
觀測所	四七、五〇三、〇〇〇			三、五六、〇〇〇			三、五〇、〇〇一
鑛業官營費	三七五、四七五、〇〇〇			三、九三二、〇〇〇			三〇一、三二〇
計	三、七五〇、〇〇〇			三、四九、九二一、九五〇			二、五、六一三、〇八〇
第十章 歲計 第三節 合邦直前の歳入歳出現計							

四七七



李朝時代の財政

計	九三、〇一〇・〇〇〇	—	九、四三〇、〇〇〇	九三、八四三、八七七	—	四七八	—	五七、六三三、一〇三
經常部合計	一六、六三八、八三三・〇〇〇	三三、八〇五、〇一五	三三、五九〇、〇〇〇	一四、八四〇、一〇〇・〇〇〇	一四、〇六三、	—	—	一四、三三四、八七九
臨時部	—	—	—	—	—	—	—	—
内部所管	—	—	—	—	—	—	—	—
軍用及鐵道用地費	七、〇〇〇・〇〇〇	—	三三〇・〇〇〇	—	七、〇六一・七〇六	—	—	一四八、二九四
治道費	六八八、〇〇〇・〇〇〇	一六、四〇一、二九七	—	—	八二三、九三九・六一	—	—	七〇、四二八、三二六
仁川水道工事費	七一九、四〇八・〇〇〇	一四、一四三、六四八	—	—	七六六、〇六四・〇九七	—	—	七八、四八七、五五二
平壤水道工事費	三三九、四三三・〇〇〇	四一五、二八五、七〇六	—	—	四一六、一一〇、九三三	—	—	三二四、六〇六、七三三
衛生費	三三、〇〇〇・〇〇〇	—	三三〇、〇〇〇・〇〇〇	—	三三〇、〇〇〇・〇〇六	—	—	五九、九一一
漢城土木費	三六、六五五・〇〇〇	—	四、九六五・〇〇〇	—	三二、七四一、八〇四	—	—	二二五、一九六
土木調査費	一〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—	九、六三三、三三〇	—	—	三三、七〇八・〇
木浦水道補助貸付金	三三〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—	三三〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—
漢城衛生會補助	一三〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—	一三〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—
漢城警察臨時補助	一三〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—	一三〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—
慈惠醫院臨時補助	三三、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—	三三、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—
臨時水上警備費	二七、七三三・〇〇〇	—	—	—	二七、七三三、二〇〇	—	—	二、一三三、六〇〇
水雷發見者賞與金	—	—	三〇〇・〇〇〇	—	三〇〇・〇〇〇	—	—	—
暴徒掃蕩費	—	—	一四〇、一〇三、〇〇〇	—	一三六、三三三、七二〇	—	—	一三、八四三、二九〇
郵便物普送費	—	—	二一、一四三、〇〇〇	—	一八、七二〇、八七九	—	—	三、四三四、一三三
大韓醫院水道布設費	—	—	三、八三三、〇〇〇	—	三、八三三、〇〇〇	—	—	—

間島内社臨時交付金	—	—	四、九〇〇・〇〇〇	—	四、九〇〇・〇〇〇	—	—	—
臨時民籍調査費	—	—	四九、八八八・〇〇〇	—	四九、九六六、七六六	—	—	四、九三三、五〇三
土地家屋買入及修理費	—	—	六、二二〇・〇〇〇	—	六、一六七、〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇
漢城消防設備費	—	—	一、三三〇・〇〇〇	—	一、三三三、〇〇〇	—	—	三六、〇〇〇
臨時漢城府内道路橋梁修理費	—	—	一九、三三六・〇〇〇	—	一七、六六八、四三三	—	—	一、六八九、五五六
道路改修費補助	—	—	三、三三〇・〇〇〇	—	三、三三〇、〇〇〇	—	—	—
歴代殿後給奉	—	—	一、六二〇・〇〇〇	—	一、七二七、二二〇	—	—	一〇一、七三〇
馬山及鎮南浦水道敷設調査費	—	—	三、三三三・〇〇〇	—	三、二〇一、〇一五	—	—	九三、一九七
警備電話架設費	—	—	四〇、〇〇〇・〇〇〇	—	六三、〇二〇、三三〇	—	—	—
地方警察署廳舎設備及臨時雜費	—	—	一一、〇〇〇・〇〇〇	—	一一、〇三〇、〇七〇	—	—	三七五、九三〇
漢城府臨時登記費	—	—	二、一〇三、〇〇〇	—	二、〇一四、四四〇	—	—	八八、五五〇
匪徒被害者慰謝金	—	—	二、六〇〇・〇〇〇	—	二、五〇〇・〇〇〇	—	—	一一〇、〇〇〇
遺族慰謝金	—	—	二、〇〇〇・〇〇〇	—	二、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—
遺族慰謝金	—	—	二、〇〇〇・〇〇〇	—	二、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—
臨時水害應急諸費	—	—	一、七七一・〇〇〇	—	一、七七一、〇〇〇	—	—	五、三〇〇
義州新義州間梁橋修理費	—	—	一、三三三・〇〇〇	—	一、三三三、〇〇〇	—	—	—
臨時機密費	—	—	四、〇〇〇・〇〇〇	—	四、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—
臨時請願巡查費	—	—	二、三三三・〇〇〇	—	一、三三三、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇・〇〇〇
臨時雜費	—	—	四、八二一・〇〇〇	—	四、五七六、二〇〇	—	—	一、九二四、六〇〇
大臣警護費	—	—	四、〇〇〇・〇〇〇	—	四、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—

第十章 歲計 第三節 合邦直前の歲入歲出現計



李朝時代の財政

四八〇

計	1,298,450.000	755,830.650	588,888.000	2,779,288.350	407,707.270	20,335.000
度支部所管						
支出金	3,361,000.000					
管轄費	1,450,230.000	2,232,000.000	1,555,000.000	3,103,140.150		559,850.650
海關工事費	1,101,407.000	1,021,107.400		1,347,802.600	1,000,222.800	2,800,507
開港設備工事調査費	4,000.000			3,950.250	959,604.770	
臨時財産整理局	291,300.000				26,837	
法典調査費	46,100.000			246,021.260		45,332.830
課税臺帳調製費	57,100.000			43,907.930		2,248,080
鹽田築造及廳舎新營設備費	39,557.000			53,085.900		5,090,000
未勘金整理諸費	14,731.000			83,604.927	145,962.070	
驛屯土調査費	133,690.000			10,160.900		4,587.100
帝室債務支拂金	381,400.000			2,700.000		4,938.230
憲兵補助員費	979,900.000			384,170.400		500
海上警備船購入諸費	40,500.000			948,851.900		31,380,000
清津埋築工事貸付金	33,235.000			40,000.000		60,700
警備電話設備費		13,600.000	12,811.000	12,000.000		1,100
地方行幸諸費			315,000.000	12,000.000		3,550,650
船舶購入費		6,820.360		311,400.000		300,110

財務署揭示場新設費			4,110.000	3,866.670		
廳舎建設費		4,110.000		2,077.900		2,000,267
鐵道線路買収代金		19,159.290		16,092.400		3,000,800
家屋設備費		62,433.950		53,333.501		10,110,690
工業傳習所建築費		8,606.400		8,580.190		28,300
驛屯賭稅徵收費		4,734.000		4,735.701		8,359
人蔘病害豫防費			9,970.000	9,753.180		226,820
公會所敷地購入費			35,000.000	35,000.000		
鹽業費				37,393.360		
皇城基督教青年會補助金		57,706.330		10,000.000		10,350,160
人蔘耕作獎勵金			1,335.000	1,311.000		33,000
匪徒被害者遺族給與金			9,100.000	9,100.000		
舊債償還			11,000.000	11,000.000		
港門島燈臺暴徒被害諸費			1,000.000	1,073.090		9,100
湖南鐵道敷設認可撤消賠償金			229,435.993	229,435.993		
平壤礦業所貸付金			15,886,000	15,885,607		393
追發史庫重建費			1,573,000	1,571,696		300
臨時蔘業調査費			2,111,000	2,290,800		1,910
退職外國人贈與金			1,361,000	1,361,000		

第十章 歲

計 第三節 合邦直前の歲入歲出現計

四八一







漁業法施行費	三、六六、〇〇〇	二四、九六、五九七	八、〇四九、四〇三
水産調査事項	八、一三〇、〇〇〇	二、八六六、六八一	五、二五三、三一九
編輯及印刷費	三、三六一、〇〇〇	三、四九三、〇〇〇	七、八八〇、〇〇〇
問島歌書配置費	六、〇九三、〇〇〇	四、七二一、一六〇	一、三六一、八四〇
水産技術員配置費	三、〇七〇、〇〇〇	三、〇〇三、七七〇	五、三三〇
觀測所電報料及測候所聯合信上費	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	—
炭鑛調査費	三、四八八、〇〇〇	二、三六六、四六〇	一、三二一、四四〇
輸出牛疫検査費	三、〇一一、〇〇〇	二〇、三三三、五九五	四八七、四〇五
輸出牛疫検査所新營費	六四三、〇〇〇	六、一五、四九四	二六、五〇六
東蕨田管理諸費	—	—	—
臨時棉花發售所臨時二年度歳入不足補綴支出金	—	一、一三八、八二六	—
特別功勞賞與金	—	四、五〇〇、〇〇〇	—
平壤鑛業所	九〇、〇〇〇、〇〇〇	六三、三八四、七九〇	二七、六一五、二一〇
事榮披張費	—	六、三三一、一〇〇	—
陵岡墓森林保護費	—	七、八四〇、〇〇〇	—
度量衡事業擴張費	—	一六、九三七、〇〇〇	—
計	三六八、三三一、〇〇〇	三六六、六四三、〇〇〇	三三、八六一、二一〇
臨時部合計	一〇、六三三、六九七、〇〇〇	四、五八三、二六六、〇八一	一、九七二、六六、九三三
國庫豫備金	三三〇、〇〇〇	—	—
歳出總計	二七、七七七、六三三、〇〇七	四、六〇四、九二二、〇八三	二、一四六、二九九、九三三
		二八、一六三、二四六、〇五三	三、三八〇、二五五、〇七三
		—	三、〇七三、〇五五、六二二、八四一

備考

- 一 三年度國庫豫備金支出額は一百四十九萬九千六百八十五圓九十九錢三厘にして、國庫剩餘金支出額は七十四萬六千六百十四圓なり。
- 二 國庫豫備金欄に三百十四圓七厘を掲げしは、一百五十萬圓の内支出未済額に屬する殘額とす。
- 三 隆熙三年(明治四十二年)七月勅令第六十八號を以て軍部廢止の際、其豫算殘額は宮内府へ引継ぎたるを以て、本表中軍部所管に計上したる豫算額及支出額は、廢止前に支出済となりたる額及支出未済額とす。

隆熙三年(明治四十二年)度歳入済額を豫算額に對比すれば、總計に於て七十四萬九千三百九十圓十七錢四厘の減少となり、之れを經常臨時に分てば、經常部に於ては百二十九萬二百十八圓三十錢八厘の減少となるも、臨時部に於ては五十四萬八百二十八圓十三錢四厘の増加となり、差引前記の減少となれるなり。其主因左の如し。

經常部に於て増加の主たるものを、租税の結數増加に伴ふ地稅の收入及戶稅・頓稅・酒稅等の豫想以上に課稅物件の多かりしに因りしものと、減少の主たるものを、關稅の減收及漁業法の實施と共に、從來水産稅收入とせられし同稅が、印紙收入に變じたる爲め稅租部より除かれしと、鑛業の不振に伴ふ鑛稅の減收、家



屋税・雑税の豫想外に課税物件の少なかりし減収に因りしものとし、印紙収入は印紙賣下代金の多かりし爲め増加し、驛屯賭收入は米價低落の爲め減少し、官業及官有財産収入は、前年度以來持越品ありし爲め、蔘業収入の増加及患者の多數なりし爲め、醫院収入の増加ありしと、新に印刷局益金及官有物拂下料等の增收ありしも、一面に鑛石單價の下落に伴ひ鑛業収入の減少を來たしたると、官報賣下代金の少なかりしと、度量衡事業製品の翌年度持越多かりしと、林野収入の拂下代金の延納許可賣却價額協定の變更等に因れる減収ありて、差引減少となり、雜収入は、軍艦揚武號の賣却砂金、馬蹄銀の賣却等に依り、官有物賣却收入、辨償及違約金の増加ありしも、税關雜收入等減少の爲め、差引減少となれり。

又臨時部に於ては、繰入金は財源を要する歳出額減少に伴ひ公債繰入金の少額なりし爲め、十萬四百二十圓十錢七厘を、公債金繰替は財源を要する歳出額の減少に伴ひ百萬圓を減少せり。

其他前年度編入金は、前年度剩餘金の多かりし爲め、豫想以上の増加を見たり。次に同年度歳出豫算額合計は、二千九百二十二萬七千五百四十九圓、國庫豫備金外の臨時支出七十四萬六千六百十四圓、前年度豫算額の本年度に繰越したる

もの四百六十萬四千九百二十一圓八錢三厘、通計三千四百五十七萬九千八十四圓八錢三厘となり、之に對して支出濟總額二千八百十六萬三千二百四十六圓三錢五厘及年度内に於て支出を完了せずして翌年度に繰越したる金額三百三十八萬二百七十五圓二十錢七厘、通計三千五百五十四萬三千五百二十一圓二十四錢二厘なるを以て、差引三百三萬五千五百六十二圓八十四錢一厘の不用減少額を生ぜり。其主因左の如し。

經常部に於ては、隆熙三年<sup>明治四十二年</sup>十一月司法權を日本帝國に委任したる結果、法部廢止となりし爲め、支出を要せざりし金額五十二萬六十六圓七十三錢五厘の外、引受分の農工債券賣却の結果、引受金戻入の爲め、支出減少の金額五十五萬九千八百五十四圓八十六錢五厘となり、臨時部に於ては、暴徒の漸次鎮定したる爲め、暴徒掃鎮費及之に關係せる經費支出の減少したる金額及獸疫豫防經費其他關係經費の支出不用金額を生せしと、經費節約及諸種の事由に因り、豫定の支出を要せざりし金額の存せしとに在り。

隆熙三年度特別會計歳入歳出 隆熙四年六月末日  
司計簿現計

内部所管慈惠醫院特別會計歳入歳出



科 目	豫算額	調定済額	収入済額	不納缺損額	収入未済額	豫算額と調定済額との差
經常費	二八、一六三・〇〇〇	三三、九一三・〇〇〇	三三、九一三・〇〇〇	—	—	—
臨時費	—	—	—	—	—	—
慈惠醫院臨時費	二二、〇〇〇・〇〇〇	三三、〇〇〇・〇〇〇	三三、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—
慈惠醫院臨時費受入金	四九、一六三・〇〇〇	四六、九一三・〇〇〇	四六、九一三・〇〇〇	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—
經常部	二八、一六三・〇〇〇	—	—	七、九六六・一三五	—	三〇、三六八・一三五
臨時部	—	—	—	—	—	—
慈惠醫院臨時部	—	—	—	—	—	—
慈惠醫院臨時部受入金	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

豫算決定後増加額

前年度繰越 國庫豫備金 及 剰餘金

支出済額 翌年度へ繰越 豫算残額

度支部所管印刷局特別會計歳入歳出 △印は調定済額超過

科 目	豫算額	調定済額	収入済額	不納缺損額	収入未済額	豫算額と調定済額との差
印刷局作業収入	二九、八〇〇・〇〇〇	一三、六六三・〇九〇	一三、七三三・三三〇	二〇八・七一〇	七九・一〇〇	△二、八六三・〇九〇
政府支出金	七〇、〇〇〇・〇〇〇	七〇、〇〇〇・〇〇〇	七〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—
計	一〇九、八〇〇・〇〇〇	一〇三、六六三・〇九〇	一〇三、七三三・三三〇	二〇八・七一〇	七九・一〇〇	二、八六三・〇九〇

豫算決定後増加額

前年度繰越 國庫豫備金 及 剰餘金

支出済額 翌年度へ繰越 豫算残額

度支部所管煉瓦製造所特別會計歳入歳出

科 目	豫算額	調定済額	収入済額	不納缺損額	収入未済額	豫算額と調定済額との差
煉瓦製造所収入	二二、九三三・〇〇〇	一〇八、一五二・六七〇	一〇八、一五二・六七〇	—	—	—
煉瓦製造所作業費	二二、九三三・〇〇〇	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

豫算決定後増加額

前年度繰越 國庫豫備金 及 剰餘金

支出済額 翌年度へ繰越 豫算残額

第十章 歳計 第三節 合邦前の歳入歳出現計



度支部所管公債金特別會計歳入歳出 △印は調定済額超過

科 目	歳 入		歳 出		歳算額と調定済額との差	
	歳算額	調定済額	歳算額	調定済額		
公債金収入	一、〇三、四六三、〇〇〇	三、三六、七三二、一七〇	—	—	—△三、三三三、五九一、一七〇	
資金會計残額推入	一八、四〇、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇、四八三、六〇〇	—	—	—三、八九六、五一六、四〇〇	
計	一九、四三八、四六三、〇〇〇	三、八六八、二一五、七七〇	—	—	—三、六〇〇、二五七、三三〇	
歳 出						
科 目	歳算額	前年度繰越 及 國庫備金 及 剰餘金	歳算決定後増加額	支出済額	翌年度へ繰越 歳算残額	
歳入臨時部繰入	六、四三七、九〇〇、〇〇〇	—	—	六、三三〇、〇〇〇、〇〇〇	—二、一四七、八九九、〇〇〇	
國庫償還金繰入	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
計	八、四三七、九〇〇、〇〇〇	—	—	七、三三〇、〇〇〇、〇〇〇	—三、一四七、八九九、〇〇〇	
農商工部所管平壤鑛業所特別會計歳入歳出						
科 目	歳算額	調定済額	収入済額	不納缺損額	収入未済額	歳算額と調定済額との差
平壤鑛業所 作業収入	三五九、四八〇、〇〇〇	三六〇、〇三七、九六三	三六〇、〇三七、九六三	—	—	—九、四四三、〇三八

科 目	歳算額	歳 出		支出済額	翌年度へ繰越 歳算残額
		前年度繰越 及 剰餘金	歳算決定後増加額		
平壤鑛業所作業費	三五九、四八〇、〇〇〇	—	—	三六〇、三六八、九九九	—一六、一〇〇、〇一一
備 考	農商工部所管平壤鑛業所収入済額は支出済額に比して八萬八千三百三十一圓二錢七厘不足す。此不足額は借入金を以て補填整理す。				



# 歷代國王年代表

代數	一	二	三	四	五	六	七	八	九
王名	太祖	定宗	太宗	世宗	文宗	端宗	世祖	睿宗	成宗
在位	七年	二年	十八年	三十二年	二年	三年	十三年	一年	二十五年
日本天皇	後小松天皇	後小松天皇	稱後小松天皇 稱光天	稱後花園天皇 稱光天	後花園天皇	後花園天皇	後花園天皇	後土御門天皇	後土御門天皇
日本將軍	足利滿持	足利義持	足利義持	足利義隆	足利義隆	足利義隆	足利義隆	足利義隆	足利義隆
西曆紀	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年
西曆紀	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年	一三〇五年 一三〇二年

歷代國王年代表

四九三



歷代國王年代表

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十
景宗	肅宗	顯宗	孝宗	仁祖	光海君	宣祖	明宗	仁宗	中宗	燕山君
四年	四十六年	十五年	十年	二十七年	十五年	四十一年	二十一年	一年	三十八年	十二年
中御門天皇	東山天皇	靈元天皇	後西院天皇	後光明天皇	後水尾天皇	後陽成天皇	正親町天皇	後奈良天皇	後柏原天皇	後土御門天皇
德川吉宗	德川家綱	德川綱綱	德川綱光	德川家光	德川秀忠	德川秀康	德川義興	德川義隆	德川義親	德川義植
西曆紀 一七二一年	西曆紀 一七二五年	西曆紀 一七三〇年	西曆紀 一七三五年	西曆紀 一七四〇年	西曆紀 一七四五年	西曆紀 一七五〇年	西曆紀 一七五五年	西曆紀 一七六〇年	西曆紀 一七六五年	西曆紀 一七七〇年

李朝時代の財政

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十
景宗	肅宗	顯宗	孝宗	仁祖	光海君	宣祖	明宗	仁宗	中宗	燕山君
四年	四十六年	十五年	十年	二十七年	十五年	四十一年	二十一年	一年	三十八年	十二年
中御門天皇	東山天皇	靈元天皇	後西院天皇	後光明天皇	後水尾天皇	後陽成天皇	正親町天皇	後奈良天皇	後柏原天皇	後土御門天皇
德川吉宗	德川家綱	德川綱綱	德川綱光	德川家光	德川秀忠	德川秀康	德川義興	德川義隆	德川義親	德川義植
西曆紀 一七二一年	西曆紀 一七二五年	西曆紀 一七三〇年	西曆紀 一七三五年	西曆紀 一七四〇年	西曆紀 一七四五年	西曆紀 一七五〇年	西曆紀 一七五五年	西曆紀 一七六〇年	西曆紀 一七六五年	西曆紀 一七七〇年



本書の編述に際して参考引用したる主なる書目並解題

- 李朝實錄 李朝太祖以來哲宗に至る歴代國王の實錄にして、光海君及燕山君日記を含む
- 高麗史 高麗朝の歴史にして、李太祖の命を奉じて編述せる書
- 東國通鑑 新羅の始祖より高麗朝の滅亡に至るまでの歴史にして、李朝世宗の時王朝を奉じて編述せる書
- 國朝寶鑑 李朝歴代の事蹟中、治法政議の後世の模範たるべきものを輯録せる書
- 三國史記 新羅百濟高麗三國鼎立時代の歴史にして、高麗朝仁宗の時王朝を奉じて撰述せる書
- 東史補遺 太古より歴代の事實を抄録して、朝鮮歴史の欠漏を補ひたる宣祖朝の著書
- 東史綱目 箕子時代より高麗末に至る歴史にして、肅宗朝の著書
- 三峰集 李朝初の人鄭道傳の詩文集
- 承政院日記 上下の政令を記したる李朝時代の王命を掌る承政院の日記
- 日省録 李朝英祖以來歴代國王日々言動及施政行事の記録
- 東國史略 太古より高麗朝に至る歴史にして、李朝太宗の時王朝を奉じて編述せる書
- 海東釋史 支那日本の史乘より朝鮮に關する太古より高麗朝に至るまでの記事を拾録せる書
- 東國文獻備考 朝鮮古今の文物制度一切を網羅し、李朝英祖の時王朝を奉じて編述せる書

本書の編述に際して参考引用したる書目並解題



- 増補文獻備考 東國文獻備考の補遺として、李朝正祖の時王命を奉じて編纂し、李太王の時訂正を加へたる書
- 磻溪隨錄 李朝顯宗時代の人物警遠の著書にして、制度に關する考證を録す
- 牧民心書 李朝純祖朝の編述にして、支那日本の歴史中より司牧に關する事項を蒐録す
- 萬機要覽 官中の式例より、百般政務に互る條規恒例を蒐輯せる書にして、李朝純祖朝の編纂に係れり
- 經國大典 萬世の法として、李朝世祖より成宗時代に互りて編纂せられたる書
- 大典續錄 經國大典以後の科別條及時政の推移に伴ふ大典以後の教令にして、恒例とすべもの新科別條を蒐輯せし、李朝成宗時代に編纂せられたる書
- 大典後續錄 大典續錄後五十二年間の受教科條を蒐輯し、李朝中宗の命を奉じて編纂したる書
- 續大典 經國大典以後の教令を蒐輯し、李朝英祖の命を奉じて編纂したる書
- 大典通編 經國大典及續大典を合部し、續大典以後の受教及現行法令を增補通編し、李朝正祖の命を奉じて編纂したる書
- 大典會通 大典通編を本として通編以後九十年間の受教及定式を補録し、李太王の命を奉じて編纂したる書
- 田制詳定所遵守條書 李朝孝宗朝に於ける田土の品等及土量算法、尺式等を詳説したる書
- 度支田賦考 李朝正祖の時量田、年分收稅、漕運、雜貢、元帳付流來陳雜、順免稅、給災出稅實結、各條外減、實上納、加入、用下、上納道表、免稅道表等の增減變易を總録せる書
- 六典條例 大典會通の補遺として、李太王二年に編纂せる書
- 均役事目 李朝英祖の時均役廳に於て實施したる漁鹽、船稅、鹽、願結、結錢等に關する規定を掲げたる書

- 韓國財政施設綱要 財政顧問就任以後の施設を荒井度支部次官より寺内統監に提出したる報告書
  - 朝鮮不動産用語略解 朝鮮總督官房土木局に於て朝鮮不動産の用語を略解したる書
  - 韓國稅制考 度支部書記官成夏國等より司稅局長鈴木穆氏に報告したる朝鮮租稅の沿革調査書
  - 韓國貨幣整理報告書 第一銀行より明治四十二年韓國銀行の設立に至るまで貨幣整理の狀況を述べる
  - 土地制度租稅制度調查報告書 朝鮮總督府臨時土地調查局殘務整理和田一郎氏より齋藤總督に提出せる土地及地稅制度の調査報告書
  - 韓半島 信夫淳平氏が明治三十年入韓以來四年間實地に就きて朝鮮の地理、行政、財政、國際關係等各項の研究を敘述せる書
- 其他

本書の編述に際して参考引用したる書目並解題



昭和十一年三月二十五日印刷  
昭和十一年三月三十日發行

朝鮮總督府

印刷所 朝鮮印刷株式會社



IF-24











